

改正
附訂

地方凡例錄

七上

9

73
4364
7



4364
7

大石猪十郎久敬著述

四篇

改正

補訂

地方凡例録

見山樓藏版

見山樓藏版

改正補訂地方凡例録卷之七八目錄

卷之七上

一 郷帳発之事

附地方三帳之事 取箇之事 納拂明細帳之事

勘定帳之事 御証文并起合印調印之事

郷帳并取箇帳可差出期月之事 諸帳面寸法之事

一 割付免状之事

附掛札之事

一 勤方帳始りの事

附諸帳仕立方改正定書之事

勤方帳公事出入組入方之事

改正地方凡例録 卷之七上 目次

一 村鹽天概帳之事

一 勘定所役筋掛り分けの事

一 庄屋名主濫觴之事

附名主給米引高并供人足遣ひ方之事

組頭百姓代之事 村役人隔へ之事 大庄屋停止之事

卷之七下

一 五人組濫觴之事 附五人組帳前書之事

一 由緒百姓之事

附百姓席順之事 由緒より百姓帯刀仕置之事

謂をあく百姓苗字停止之事 同上下着用停止之事

奇特者褒美被下苗字免除近例之事

私領の百姓料所の村役も勤
ある例之事

一分附家宛百姓之事

一 百姓新規商賣停止之事

附享保七寅年觸書之事

一 欠落百姓跡株之事

附欠落者出奔逐電訊之事 欠落者尋方之事

一 奉公人欠落并取逃之事

一 召仕の男女欠落之事

一 再欠落之事

夫ハ公人欠落格先にて悪事をも為し捕
へらるる時先主掛り合る事

一 欠落者と関ひ置たる者の事

一 人と殺し立退たる者と訴へ出さる時之事

一 欠落逃散旧離等之事

一 勘當旧離帳外之事 附義絶之事

卷之八上

一 郷村受取渡し之事

附郷村受取済たる上村方より取べき書物之事

代官所引渡しの際先支配より取べき書物之事

郷村受取の上村方へ申渡し之事

傳馬宿受取の上取計ひ方之事 郷村諸事吟味心得方之事

村々高札并浦々高札之事

郷村諸書物受取渡し済たる上心得べき品之事

一分郷之事

卷之八下

一 長吏彈左衛門由緒之事

一 非人車善七由緒之事

附品川松右衛門由緒之事

一 古跡新地差別之事

附寺社に於て殺生之事

一 寺院呼出之事

附寺院出入差出方之事 寺院より料所百姓直呼出之事

自身葬之事 僧位僧官并穢多非人の称也廢止之事

一 宮芝居并辻駕籠廢止之事

一 府縣支配所之事

一 山邊道郡名之事

改正補訂地方凡例録卷之七八目録 畢

改正補訂地方凡例録卷之七上

高崎

大石久敬士恭 著述

一 郷帳癸之事

附地方三帳之事

取箇之事

納佛明細帳之事

勘定帳之事

御證文并起合印調印之事

郷帳并取箇帳可差出期月之事

諸帳面寸法之事

郷帳の^{ゴウチャウ}盤^{ハシ}を^{タマシ}尋^{タシ}ら^ズる^{コト}古^コ来^{ライ}の^{コト}諸^{シヨ}事^ジ大^{オホ}様^{サマ}と^シて^シ相^{アイ}税^ゼの^{ホウ}法^{ホウ}細^{サイ}密^{ミツ}を^シら^ズ其^ノ年^ニ

に^シ代^{ダイ}官^{カン}取^{トリ}箇^カを^シ極^{キョク}め^ク相^{アイ}納^ネり^{タシ}ら^ズる^{コト}領^{リョウ}主^{シュ}と^シて^シ多^{オホ}少^{オホ}の^{ホウ}穿^{セン}鑿^{ゾク}を^シら^ズ重^{ジュウ}割^{カク}

と^シ云^イひ^{タシ}ら^ズる^{コト}濟^{セイ}を^シ来^キり^{タシ}ら^ズる^{コト}仕^シ立^{タテ}勘^{カン}定^{テイ}處^{トコロ}へ^シ差^{サシ}出^デさ^ズる^{コト}昔^{コト}命^{ノチ}せ^ラれ^{タシ}る^{コト}案^{アン}文^{モン}相^{アイ}

り^{タシ}物^{モノ}等^{ナド}の^{ホウ}納^ネめ^{タシ}等^{ナド}の^{ホウ}帳^{チャウ}面^{オモテ}に^シ仕^シ立^{タテ}勘^{カン}定^{テイ}處^{トコロ}へ^シ差^{サシ}出^デさ^ズる^{コト}昔^{コト}命^{ノチ}せ^ラれ^{タシ}る^{コト}案^{アン}文^{モン}相^{アイ}

渡り之と仕立の成箇郷帳と名付け此時より差出をこころ成り尤も
 其一村の土地より出る品類を記し帳面より依て是を郷帳と云ひ租
 税の元より納むべき品々之を洩りておく至て大切の帳面あり則
 領主納処の根元たるゆへ一郷帳一筆違ひ書損ずれば代官差扣を
 同ふ定例あり郷帳を載ると納むべき品々の元より之を掛る口米永
 或を出目米延米又と年々増減する諸道上方一臨時物等を載せ土地
 より發する品数計りと記すゆへ知行渡のよき物成詰より高き結ぶと
 郷帳組の品々計りあり郷帳を組む品々を物成詰よりあきば郷帳の
 米永より起る納め物其外臨時に差出た品々等一体の米金の納め趣
 と記し之を納拂明細帳と云帳面より洩草に流し金蔵へ納むべき
 品数一筆洩りておし郷帳仕組方振合の雛形を未だ記し

但し郷帳は昔違ひの事と代官差扣を同ふゆへ大功ある帳面故
 して違ひあるゆへとし以前より勘定所より於て改むとあきらし三十
 年程前より勘定方の内郷帳掛り出来て當時より勘定処へ手代差
 出相手として改むと成たり

一郷帳より五箇年厘のより下りと記し五箇年平均米の厘を以て年貢の
 高下と知り知行渡の物成詰より郷帳五箇年の米を以て致すをあり
 但し前篇の記をこころ永方を米に直し趣取より加へ厘を割るより永壹
 貫文を米式石五斗替より米を出し又五箇年平均の取米を記すよ
 り壹石式斗五升替を以て米を付け厘を割るあり之を知行渡り等よ
 り用ひ實米を見る為あるより依て當時の相場より近きを用ひ之を實厘と
 を又五箇年平均の厘を見るより其年の厘を五に掛け其年より前四

箇年の厘の上りたる分を其内より引き下りたる分を加へ跡を残り

たつ分と五つと除し割出したる厘割是を五箇年平均の厘あり

一 地方三帳と云々左記を以て

一 成箇郷帳

是を前条の著しく通りたり

一年貢可納割付

是を年貢米金銀等物成高掛り口米金其外其年納むべき品と書き

記し調印の上村方へ渡せあり委りい木の條下は記し

一年貢米金皆濟目録

是を年貢米金皆濟致したる上帳面と仕立代官調印致し殿中皆濟方

へ差出を國郡譯定免検見譯等致さば一支配惣給りて高と記し本途

見取米永高掛り小物成口米永諸運上分一米金等米へ計り立て付其外

諸拂物代金等々を納むべき品とて残らば一口限り元は記し石代り分

の内譯致し代金を付て此拂と立て元拂勘定は合せたる帳面あり此帳

面と皆濟方へ差出し地方元拂由金藏元拂とも追々取置たるを置証文

置証文と云々年季の類或は其品は依て永く元は組む當証文當証文

限り元拂ひの証文は其勘定と仕上げ証文は引と差出せど証文合と

合せ消目録の廉くは突き合せたりて調べ消たる上勘定奉行へ皆濟届

書差出を届書振合左のどし但し粘入半切又懸む

私邸代官所當分所預り所武藏上野下總國高六万六千五百廿石九升

八合八勺四才及高貳百三十九町貳反九畝廿七步新塩濱及高壹町六

反九畝拾歩去丑年御物成米五千貳百四拾六石壹斗壹升壹合四勺五

才米廿四石七斗六升六合六勺去子年置米残米とり去五年十二月廿九日より當寅二月晦日より淺草内蔵へ上納仕金七千五百八十壹兩二分永百八拾三文七分五厘去五年六月廿六日より當寅五月廿六日迄江戸御金蔵へ上納仕

一 小物成并より口米代御蔵米入用等去五年取立べき分米三石貳斗九升八合去丑十二月廿九日より當寅二月晦日より淺草御蔵へ上納仕金千百廿八兩壹分永百三十九文四分九厘去丑六月廿九日より當寅五月廿六日中を江戸御金蔵へ上納仕皆済仕外は付申上以上

寅七月

何之誰

一代官役所より村方へ渡る皆済目録を村々年貢米金銀と役所へ納むると一付限りより通帳と村方へ渡し置上納の度毎當番の手代請取の役

所元帳と通帳に記し金銀と添へ元締手代へ差出せど元締之を受取り押切印形致し通帳を村方へ渡し又村方へ手代を差出し取り立てるに手代姓名より受取書とと之と之手形と唱へ米を淺草内蔵へ納め藏奉行より納札相渡る納札と云は其日納めたる儀数と小直印と書官宛名員数とを内蔵方押切致しする之と納札と云は米金銀とも皆藏へ納めたる金の納札も右同様金奉行連印より渡る米金銀とも皆濟の上右通帳小手形等と役所へ差出せど皆済目録より引替之を受取り証拠として村方へ渡し置く石の二帳とも仕立方の振合未と記せり右三品の書物と地方の三帳と唱へ高取米金銀小物成高掛り其外諸納物高内引とも三帳の員数少しも違はざる様相仕立郷帳皆済目録を市勤定所へ差出し割付并に村方皆済目録と代官調印の上村方へ渡し若し公事訃詔等ある時を証拠とす大切の書物あり

一取箇帳と租税の元あり田方檢見致し取箇と極ち之と記以勿論定免村
として取箇増減ありとも之と載せ前年の取箇の増減と記し并前年よ
り跡四箇年分取米永と差引増減を記其前六箇年分を下げ札として
記し都合箇年分の取箇の高下を見まゆあり尤も一村限も認るよ
りて一郡限り免破免檢見取と三口も分け重を付て田畑本途見取
とも之と載せ外納物と載せ一支配限り惣寄として勘定所へ差出を
左をねど勘定所へ於て取箇方之と改め取箇の高下と論じ檢見取破
免の令前年より減り多々れど相増を乞き旨再應代官へ達し扱ふれ
ど引戻しとして少く取箇を増て差出を然と共村方を取初代官の取極置
たる取箇をねど多分の増ら成難し仮令何程吟味強くとも代官の目鑿
と以て極たる取箇をねど増ば難きを未くれとも少く増ざねど勘定所

吟味の詮り未く取箇帳のの道々清ふるゆへ是非なく少く増しり若
し村方して増進をねど扱へる代官として辨納を乞ふり右吟味清伺
の通り取箇相極たる旨勘定組頭より口達りて請書を出さず都
て郷帳割付とも此取箇を元として仕立其年の納所の元も成るゆへ至
て大切の帳面なり公儀并は諸侯其外諸旗本より家祿の元も成る地
方第一の帳面をねど聊々疎うよまぐりて帳面の仕組方未記せ
但旗本を勿論諸侯方より此帳面あり其年の取箇割付を元として
納り高何程と知る家も有り併し是を甚だ宜しとて仕方あり取
箇帳と家祿の根元をねど必し有度と承り高崎領ハ右も似寄たる取
箇の元と記を帳面は考へりて其年の取箇極りたる上年への厘付
帳を添へ會好に於て年寄并は勝手方列席へ差出し一覽り取箇相

清む上を勝手方地方掛りの者へ料理と給する旧例あり外諸侯方より
ても取箇極きを免振舞とく掛りの面へ料理の出る家も有る由也
一納拂明細帳と云々右取箇帳郷帳と載たる諸納物も勿論年々増減の諸
運上分一或も山林立枯れ普請古木古鉄物拂代又も欠所物過料金等凡
て浅草由蔵由金蔵へ納むべき品と一事も洩さざる様組入地方組の
元も成るり又村々へ渡すべき品も是亦残りなく拂立て諸拜借返納
米金地方も廻さる分々外書もめて勘定仕上の元拂も成帳面よりして戻
中皆清方へ差出し証文合も有り仕組方と未だ離形と出せ
一勘定帳と年貢米金其外諸納拂等と一品も洩さぬ様右の納拂明細帳より
載たる分浅草由蔵由金蔵へ上納皆清并り諸渡し方も清し上仕立の勘
定所帳面方組頭へ出し掛り勘定方の改めと請証文合せ札合せ札合と
云々洩

単由蔵由金蔵へ納りたり米金蔵奉行金奉行の受取書と納札と云 其外
勘定帳に記し有り負数と有り納め札と突合さる札合せと云
突合せ物残らば清し置証文并り納札と小直紙に写し帳に仕立差出し
置証文を代官へ取置當証文納札を勘定所へ上り有り右証文合せ清と
たる上起印方調方へ証文持参し突合せ起合印調印より苗帳と消以其
後勘定奉行より老中方出席へ差出し席は於て勘定奉行吟味役組頭侍
坐代官罷出代官処地方勘定帳計り勘定合と云々有り是を帳面奥の惣
守と代官讀之上 但し勘定帳の寄りては代官讀に違ひ計り推きは付
定処は於て下誓書有り是勘定方算計致し元拂差引合せ勘定清め勘
定奉行吟味役組頭連名より代官宛名の奥書より尚其奥より老中方連
名の奥印綴日印を勝手方老中調印より代官へ渡す由金蔵勘定帳より
金蔵より請取たる金銀と元も立て其拂の廢とて記し是又証文合等何

改定地方印付金
改定地方印付金
改定地方印付金

改の府より上を勘定奉行より組頭迄の奥印にて渡る由金蔵勘
定帳并に地方勘定帳も預り処の分を老中方奥印なし帳面仕立方の離
形を未と委し

但し勘定仕上の儀年貢未進等ありて年送り成り三年中勘定仕
上の分を其通りとり相済し若三年を越皆済なく勘定の仕
上延引する時を糾明成り代官役より障り事宜を寄てを家より障
るてあり

一御証文と云々納むべき米金又拂立べき品々の負数を記し代官より
伺書差出し勘定処下知の趣裏書あり或る負数計り印形あり有
て裏書を口の処負数判り負数の処へ勘定奉行吟味役組頭印形計り
押て渡る又伺書差出せを其掛りの勘定役馬と吟味と遂改め済むる

上廻しと云々右三役へ残らぬ相廻し一覽し存寄ふれども長印と吟味
役の改印と押し夫より月番勘定奉行初判り段々調印し代官へ渡る
之を証文と云々小地方の元組べき米金郷帳組の品を別郷帳と負数
証拠あるは及ぶ証文郷帳組入るは年季諸運上臨時納物或は拂
物代等都て証文ある年季物又は何ぞ子細なるものを下知の趣裏書
に認め右三役の印形あり但し姓名を書き印形計りあり以前を附紙
永々用ひ成証文又と年季内相用る証文是を置証文と云ひ其年限
元拂立る証文と當証文と云是を裏書の下知なく負数の処へ右三役
の印形と押し勘定仕上証文合の時置証文を小直紙帳に字し差出し
証文を代官へ取置き年季明の節上げ証文を致を當証文を証文合せ済
を直し上証文を致を金蔵の勘定成る証文も同然あり金蔵元立金

改定地方印付金
改定地方印付金
改定地方印付金

銀渡まき負教極りたる上代官入手形として金蔵より之を受取勘定
元は立拂の儀を都て証文を取り是を拂ふ夫食種貸其外諸拜借等の類
の拂を置證文はあり其年渡し切の品を當證文は成るべきなり

一起合印と云を地方元は立べき米金を起印として勘定所起印方掛り勘定
へ同書の字帳は本紙を添て差出せども苗帳は記し負教の首并は見出し
の上は起の字の小さく印形を押し之を起印と云起印を取たる同書と
其品の掛り組頭へ差出せども合印を凡て起印はる証文同所三役の
印形揃ひたる上又起印方へ差出せども起印苗帳の負教は讀み合せ丸は
合の字の小さく印形を起印の左に押し夫より右の証文を調方掛り勘
定へ字消差出せども調苗帳は負教と記し苗帳と証文は割判をなす是を
調方と云調印を地方元拂金蔵とも都て取らるり地方元組の証文へ起

合印を取ら起を發ると訓え其品の初て納所の元は成り起印を取て
あり依て金蔵元并は地方金蔵とも拂の証文を起印なし併し夫食種貸
其外諸拜借を拂ふれども起合印を取る是を返納の上元は返るゆへ成
るべし

但し寛政二成年八月相改り起印字を差出まよ及む所る音命せられ
たり

取箇帳前を十一月限りは差出を定法たるも國処より檢見旬遅
く十一月中旬より掛るものなり十一月中は帳面仕立出来兼るに付享
保年中より代官檢見消歸府後三十日限り遠國を陣屋へ歸り三十日限
り差出まべき旨の定法は成る若し出来兼る子細なり延引及ぶ時
は取箇方へ日延と申立るべきあり

帳面寸法

改正地方所領録 卷之七十一

一 郷帳と関東遠國とも其年十二月限りは差出を是又取箇帳方遅く其外諸証文等府を差支へりて郷帳仕立は差支ゆれが春は成て差出は正しゆり尤も勘定処より催促ふれど代官より延引の訳を届る小及むは催促ゆれを延引の次第を申立る尤も三月限り差出せむ催促ゆれ

一 諸帳面寸法之事

一 郷帳

竪壹尺五分
横七寸八分
綴目外八分

紙と中程村苧
双紙綴

一 勘定帳

竪壹尺四分
横七寸六分
綴目外七分

紙と厚程村
袋綴

但し綴目より老中方調印ゆりて付平苧綴切付張より綴目高のうぬ様よりをべし

一 勤方帳

竪九寸五分
横六寸七分
綴目外七分

紙と大障子
小口張

一 村鑿天際帳

寸法郷帳と同 紙と上西の内打紙苧綴双紙綴

右の外勘定処へ出と諸帳面寸法を定めふし取箇帳は紙を西の内袋張と極りゆれども寸法の極りゆり

一 割付免状之事

附掛札之事

割付免状とは百姓上納年貢の目録より上方と関東とを名目違つちりて関東とを割付と云ひ駿河より上方筋中國西國方よりを免状と唱へ又國より下札と云ふゆり何れも古来より其処の云習ハしりて唱の違ふゆり別の物よりを割付と云を田畑上中下の反別

改正地代金
卷之二

取米永々割付て取立と云てなり又免状と云を古き詞にて是程年貢の
納むべし其れを百姓の取分は免し遣ふと云て成べし前条より記し里
付の工を免と云と同儀なり上より下さるる免を記したる書付と云意
して免状と唱ふるも云り下札と云を料所なるを遠國の私領等よ
て下札と云処の由あり其謂を解せば按は料所の割付免
状の様は高反別田畑の分ち等と巨細は記さば納むべき米金と記し
免計りて付て村へ渡せ処のりて是を下札の様ある端書の人下札
と唱ふる成べし又先輩小宮山氏の按は免状と同意とて上より下さ
るる年貢の書付と云意ありしと有り料所より割付免状未だ出来
ざる以前は仮免状と云て検見済取箇極を先納むべき米永計りて
端書は書付役所の押切とて渡し米梅へて一有べきせし追て取

立て割付免状を追て出来次第春よりありて渡は関東より是を仮割
付と云ふは仮免状と唱ふるあり右の下札を即ち仮免状同然なり遠國
の私領の人其年の納むべき米録過さる知まると済む心得りて地頭は
村方も夫成に致し置て見へたり右より記をて割付郷帳を後年他
領他村田地米金等の儀は竹萬一公事出入等の起ると記を証据より成
べき大切の品あれが仮令私領遠國たりとも割付免状の屹度巨細は書
分け重役人調印して渡し置たきとあり右割付免状の認方及び振合を
其國其支配の引付して一定せしと云より其大縣を以て未だ出さ
但し割付免状ともは検見取あれが年々は渡り定免村を切替の初年
渡るとは奥文言は高取米永増減あるに於ては定免中を此割付を用
ゆべき旨を書入て相渡し相違ふれが年々渡ると及ぶは破免の勿

改正地代金
卷之二

論損地^{ロソコト}の^{フコカレ}起返^{コト}の^レ或も小物成^レ諸運上^レ等^ノ増減^レの^レ少くも
 つも高取米永^レ増減^レの^レ年々定免中^ノより割付相渡^レ凡て割付村
 方へ渡^レとが村中長百姓五人組判頭等^ノ名主元へ呼出し割付^レと拜見
 致^スを拜見証文^ニと割付^レ為^レと拜見承知仕^レ小然^ル上^レ割付通^レ期月
 まぐ^{キツト}屹度^カ皆^カ可^ク仕^テ旨^ノの証文^ヲと認め惣百姓連印^ノの書付^ヲと名主元へ取
 置き代官役所^ニ於^テて^モ字^ニ付^テ村役人^ノど^ノの奥印^ヲと取置^ベべきと也
 一掛札^ノと云^フと享保^ノの初比^ノより起^リ本百姓入^レ作^レ越^レ石^等に至^ル近年^ノの取
 箇^ノと能^ク知^リて免割^ノと虚妄^ノありしめんが為^ニ一年貢高^ノ厚^ノ附^レ及^レ取^レと委細
 又書^カて其村の高札場^ノ又^ニ名主庄屋の門^ノ或^ハ戸口の上^ノありの諸人
 見^ス安^キ處へ板^ニ書^キて掛置^テと掛札^ト云^フ此掛札^ノの下書^レも役所^ニて仕立
 村々へ渡^レ是^レを年貢納方等^ノも村役人共^ニ毒邪^ノの筋^ヲあり^ル為^ニあり

一勤方帳名目之事

附諸帳仕立方改正定書之事

勤方帳公事出入組入方之事

勤方帳^ノと云^フ其年の高取米永^ニ記^シ定免^ノ換見^ヲと分け前年^ノ増減^ノ付
 け拂^レと立米金納方^ノ其外諸運上^ノ小物成^等の負^レ返^レ納物^ノ新田畑開^レ荒^レ田
 畑^ノ氏家損失^ノ音請^レ入^レ用^レ米^金夫^レ食^レ種^ノ貨^ノ公事^ノ出入^ノ等^ノ代官^ノ處^ノ預^レり^テ取
 計^シひ^タる^儀と相認^メ毎^年勘定^ノ處へ差出^シ老^中方へ上^ル右帳面^ノ古^米と
 多^クた^リとありし^レ享保^ノ年中^ノ代官^ノ吉田^又左衛門^自代官^ノ處^ノ勤向^ノの儀^と書
 上^ル處^ニ有^リと^レ付^テ以来^ノ右^ノ趣^ノ諸^ノ代官^ノより書^上る^儀を^レ命^セれ^テ其
 後^ノ右^ノの帳面^ノ差出^シと^レ成^リ是^レを御前^ノ帳^ノの^レ紙^と大障^子より^レ寸
 法^ニ程^リ一字^ノ充^テ離^シ續^キけ^テ字^ノ更^テ字^ノ等^ノより^レ振^テ跡^ヲも吟^味して認^メむ^ル尤^モ勤方

帳と差出を前より勘方明細帳と云巨細の帳面と勘定処へ差出し掛り勘
定役の改受其後勘方帳と差出を冊数と上納宣冊老中方控宣冊勘定
処控とも都合三冊勘定所おき差出を讀合せ等も代官自身と再三讀合
せ尚又掛り勘定讀合せて清撰したる上勘定組頭讀合せりて悉く六
の敷帳面りて紙数と少ぶれども代官方より入用子間等も分掛り
あり右の外より八箇条とて堅帛返物相添差出し大造ある書物あり其振
合を未だ離形と出せ

但し勘方帳の認方以前と至て巨細とて六の敷有し処寛政二戊午同
の上勘定処より仕組方格別省畧よりありて案紙渡り當時を手安く成
たり其外村壁大聚帳郷帳諸証文等も代官方入用嵩と手間も掛り故
省恕を以て悉く省畧の書付相渡り其文左に記せ

申渡

年々被差出御代官所預所勘方帳の儀以来別紙振合の通致省畧
取調可被差出尤も案帳帳面可相渡り右の段越中守致へ伺の上申
渡り

一 諸國村壁帳の儀是迄より并々勘定処控帳面とも式通充年々被差出
外処以来止りの分壹通被差出勘定所控の分を差出たり及び分場所
替最寄替或ハ新田高入等其外入狂ひ等も無之れを前年被差出帳
面入敷増減の処計掛紙致し相直し置り様可致り
一元組証文の分も是迄起印掛りへ差出改印取付儀又付其節の証文字
相添被差出外処以来と字差出たり及び尤證文の趣起印掛り並帳
出役手代直り書載り上起印請取り様可致り

一高國郡譯帳の儀同方諸入用方掛りへ是迄被差出小外右帳面以来諸
 入用方へ年々定式より差出不及若し相糺儀有之小其節々掛り
 よう可申達小間其段可被相心得小
 一郷帳の儀是迄の振合り々々紙嵩り余計又相成掛り々々帳面嵩り
 小て取扱不宜小間細字より認め小様去々年中相違小外其後より差出
 小郷帳以前の通紙嵩り認め被差出小有之小間此度別紙伊奈右
 近將監郷帳の振合相渡小間右の通り間違無之様以来認め被差出小
 様可被相心得小
 右の通り各役所向御用多相聞其上筆墨紙等も多分相掛り小趣又付勤
 方帳省畧の儀此度相伺ひ其外省畧致し取締等も不拘儀評議の上
 右の通相極申渡小間可得其意小

戊八月

右々寛政二戌年八月勘定所中の間より在府代官并留守居元締手
 代々呼出し前書の通り命せられ請書と差出したる由あり
 一高國郡譯帳と云々代官所預所限り高寄何國何郡何村と西の内
 堅紙より認め毎年正月十一日後取箇方同方諸入用方三掛りへ差出し場
 所替家寄替等られ其節早速認め替て差出小尤り諸入用方へも以来
 差出小及た由仰渡され取箇方同方計りへ差出小成たり取
 箇方の帳面を村名と書き并小直紙四半帳壹冊外小手代姓名帳と云
 物と添て出さ銘り扶持切米高姓名と西の内帳小直紙より短冊張札
 小認め壹冊小直紙四半帳壹冊高國郡譯帳と一同より差出置き手代抱入
 帳同相消入替り増減り節と短冊紙より書て張替るてあり右小直紙四

文正七年九月...
 卷之七十一
 三三

半帳の分を奉行方の控よりある由あり

一勤方帳を組入る公事出入を何れの出入を組入ると云定めらるれ共
各の所置附する分を勿論叱り吃度叱るの類軽き各の附たる出入を組
入る及むは手續過料所拂ひ位より組入るべき由其筋へ関合せたる
外挨拶ありしなり

但し訴訟方料所支配違の出入等双方申合せく差出せし分を先役の
代官より勤方帳を組入て差出せど次第の方として組入る及むは
由あり

一村鑿大聚帳之事

村鑿帳と云る享保年中より始まり上西の内打紙より一壹箇村壹枚の
書き表紙を附け及紙綴り寸法前記と極る認方を村高田畑及別石盛

と記し檢地時代姓名を肩書より用水引方水早損の有無等物成諸運
上の有無家数人数牛馬数農業の外男女の稼官林百姓林場濠獵場由
普請所自普請の有無米の津出市場江戸練中での海陸里数村方山里并
又豊窮の譯中を逸く一書に認るあり此帳面より村方の様子大畧相分
るより付村鑿大聚帳と唱へ上納壹冊勘定所控壹冊是又御前帳より勤方
帳同様大切仕立掛り勘定役と手代讀合せたり認方未に出せ
但寛政二戌年以來上納壹冊は成勘定所控を年々差出せ及むは人
数増減の外前年の帳に掛紙より直し置へき旨に極るなり

一殿中勘定所 中の間 組頭式人

是を勘定奉行支配の面々隠居家督養子婚姻其外諸願諸届切米役料子

形閣外通手形宗門人別改村之鉄炮証文出火其外支配所變事難破船注進等の類都て中の間の掛りあり尤も勘定方と夫と掛り分けること也

一 勝手方 組頭式人

是々年貢米金銀取立上納一式納拂明細帳管清目録并に届書等と取計より此掛り勘定役と管清方と云城内諸役屋敷并に寺社音請其外都て府内音請用木方と付たる儀一式此掛りと音請方と云此外は入用筋より拘りたる下も何程もわけて夫と掛り分けたるをわける

一 下勘定所 組頭四人内 式人同方 式人帳面方

内掛り譯

一同方

是々勝手向在方とも定式臨時に入用筋一式郷帳并に諸式郷帳組除同

寺物成高掛り同代官場外替取穿替諸引渡物同郷村引渡請取届書新田十分一渡同破船具其外流寄たる品取上届取計同船人拜借同類燒敷具代拜借金銀銅鉄鉛硫黄明礬炭薪山等の稼同夫食種債年延同六尺給米石代同欠所取上田畑欠所物等拂同高掛り物免除同立野萱葎等拂同在方地役人抱入暇同同扶持方手形代官并に手代在方入用同都て入用より拘りたる儀一式掛りあり

一同方之内 證文調方

是々諸證文残らば証印済たる迄調印附紙物と字添へ調印を取り代官所預所引渡し継添同代官并に手代在出定式所用の外入用と差出を分出立歸着届書出し押切と取との掛りあり

一同方之内 運上方

是を諸連上取立同并の免除同等都て運上分一貫加米金と唱る類一式掛りあり

一同方之内 林方

是を林帳林改風折根返り雪折虫付立枯等の類拂同其外伐出し拂減木同林木并買上木江戸諫大坂廻り等成たる節川支へ海上浦觸等の類運上木林奉行添状同都て林に付たる儀一式此掛りあり

一同方之内 鷹方

是を鷹野一式鷹匠同く同心鳥見鐵炮方大方野扶持渡同野廻り餅持水夫扶持同鷹御用野廻り添状同等都て鷹に付たる儀一式掛りあり

一諸入用方

是を口米金銀勘定組同諸侯方預り所口米永請取同代官諸入用手形等

の掛りあり

一郷帳改方

是を以前をあるし処近年掛勘之後出来郷帳と差出したる上代官手代罷出前年突合を増減改めたるにあり

一帳面調方

是を郷帳其外諸帳面々取調べ諸侯方諸旗本の領地知行國訳々限調べ隠居家督養子婚姻死去忌服等取調べ代官場外督家守替國郡訳總々限に拘りたる儀一式取調べ依て分限掛りとも大調べとも唱るあり當用ふれ諸帳面諸書物を残らぬ取調を預りゆへ俗名よと反古調べとも云國役方へり出張あるにあり

一國役掛

是を川々普請朝鮮人來朝其外より國役割り成る金銀割方納方取調べ
上納届諸侯方諸旗本寺社國役金代官へ納りたるよりの請取書差出し
押切と取る是を帳面調方の出張より其年より臨み掛りの勘定役の中よ
り出勤するところなり

一帳面方

是を勝手諸向勘定と仕上げ代官所預り所地方金藏勘定帳と差出し勘
定帳とは上其外諸帳面の掛りなり

一帳面方の内 勤方帳掛り

是を勤方明細帳の改め勤方帳八箇条の改め讀合せ等の掛りなり

一同断 村盤帳掛り

是を村盤大帳の調べ讀合せ等の掛りなり

一起印方

是を地方勘定役元組証文より起印を取り証印清まるる上起印のなる今
へを合印と取る以前を殿中勝手方の内より掛り取りて起印を取らる處
三四十十年前より下勘定所へ引け帳面方役所より起印掛り取りたるなり
一筆墨紙方

是を國々運上紙等の納め拂ひ其外勘定所向へ筆墨紙と渡す掛り也
一鍵番

是を勘定役の内より二人先早朝出勤し下勘定所口の錠を明け其日の
勤の勘定方姓名印形を取り下勘定所火の番を勤る昼過て翌日の鍵番
へ錠鍵を渡して退出せ翌日の鍵番を総仕廻り勘定所中の火の元と改
め錠を知りて退出せ尤も是を總勘定役より更番より之と勤むるあり

取箇方 組頭三人 内掛り取

一差出方

是を取箇帳に差出し取箇筋一式定免同夫食種貸同田畑損毛注進等其
外取箇に付たる儀一式の掛りて勘定所第一の役所あり外は普請役
抱入取同代官手代抱入取同等の掛りあり

一廻米方

是を國々石代相場書同諸石代同三分一直段同物成米買納添状同太細
餅米叔三割増同置米同同残石代同廻米船出帆着船蔵納り届五里外駄
賃海川運賃同城内米難破船吟味一件正四七十一月米麦錢相場書の外
廻米に属たる諸同諸届等一式の掛りあり
一普請方

是を村々用水川除道橋用叔米蔵其外は入用普請一件右に付たる古木
古鉄物拂同普請木に遣ひたる林木蔵木同凡て在中普請に拘りたる
事一式の掛りあり

一新田方

是を新田畑所発井に見取場高入同検地同石蔵同検地帳新田石代同新
田出作百姓引越女通り手形の願等凡て新田地方に属たる類一式掛也
一知行割掛

是を諸侯方國替領地村替諸旗本知行渡新知加増代官場処替家寄味村
割私領渡し私領上知高帳私領渡障りの有無書付等凡て領地知行に拘
りたる儀一式の掛りあり

一道中方

但掛り組頭取箇方一人
中の間一人

是より五海道前より并り道中奉行支配の宿場諸願諸届宿と助成金拜借割
賦同類焼困窮拜借傳馬宿入用米石代同損毛五分以上は付免除同道
中筋道橋普請一件廻り道附以同宿へ出火注進書其外往還筋要事等凡
て道中筋に付たる儀一式の掛りあり

一 林奉行詰所

是より前々林奉行と定勤めりて林手代許り勘定所中の間の方より詰所有
て一兩人充相詰減木等と由林帳に書入其外取調たる処近來を別詰
所出来し奉行も出勤するところ成たり尤も林方とを別段あり

一 漆油方役所

是より下勘定所の内は役所所をとも勘定方掛りてともふく漆油奉行出
席し油方手代相詰諸番所其外油渡しの切手と差出し漆遣方は又切手

と出を代官方とて掛り合ふた役所あり

一 普請役三役所

是より勘定所詰四川用水方在方と三役所あり普請役も三掛りよ分り夫
々元々兩人充りて勘定所詰と普請計りてともあく地方のとも間より
掛り重し勘定所へ詰て勤む尤も古來をともあつた処寛保の比吟味役堀口荒
四郎新田掛りの節新田手代抱入り成り上下勤りて勘定所は相詰め其
後新田掛り相止するゆへ新田手代と直し普請役は為し勘定所詰の普
請役と成たり四川用水方江戸川荒川小貝川瀬川此四川は附たる村
方用水る四川普請役引受りて掛り場詰り陳屋等あり四川方普請役
の定掛り場あり前より四川奉行とて右川の用水掛りの奉行ありて
其節普請役務勤めりしは四川奉行相止み関東代官方掛りて四

川方兼帯と成り普請役の代官手代の下席に付き関東代官の支配を受
たる処右勘定所詰普請役の上下勤め同候より上下務と分り格式に
差す様こそ成難く四川普請役も上下免除勘定奉行支配と成る尤も
四川用水を今以て関東代官年番として勤む普請役目論見たる四川定式
普請帳の年番代官奥印として出金子手形等も代官より差出て受取り相
渡に在方役所より以前も甲府其外在方より地役人の様成普請役所にて
代官支配務勤めたる処甲府詰普請役の江戸在方役所詰に成り四川同
様上下勤め勘定奉行支配に成たり濃州笠松に地役人堤方と去て今も
代官支配手代の下席に付き木曾川其外川除用水普請に掛る是等も以
前の在方普請役の類あり右三役所勤方違ひたるも當時を四川用水
定掛りの外関東遠國川除用水或は新田見合其外公用向在出とも三役

所普請役打込より相勤め四川筋へも勘定所詰在方役所より出
役し國々在方普請等も勘定所詰四川方より罷り出勤方ハ打込に成
る尤も人数ハ三役所より分り元々も夫よりなりて三役所も取箇方組
頭の支配あり

一村差出明細帳之事

是れ其村の田畑高及別上中下と分け石盛を記し山林林場川々川の名
川幅船渡歩行歩の記古城跡古跡用水川除道橋以樋笕溜池堰筋の普請
所自普請所の箇所敷家敷人数牛馬の負数神社修験諸職人の有無用水
掛りの訣水旱損の有無堂宮叢祠等の負数朱印地除地の有無農業の外
男女の稼漢獵場の有無廻米津出しの河岸場里数四木三草の有無を
其村よりなる儀々一事も洩さる様記し村役人連印より郷村と

請取たるより右帳面より村繪圖三千箇年割付字相添へ役所へ差出さるる定例あり尤も年々出さるるはりて扱又代官場所替取寄替る節も元支配より當支配へ引きたしは成る帳面より村方より出したる帳面ありといふは村差出しを公事出入のより取り用ひるより此振合認方等ハ未詳あり

但し出入等ありて双方の内右の帳面を証据よりて申し争ふは相當の儀を取用ひて証据と成若不相當の儀は何十年前以前より認め出さるより一休村方勝手差出を帳面より村察當申取潰しても苦しういふ由あり然るは吟味の次第に依るべし

一庄屋名主濫觴之事

附名主給米引高并は供入足遣ひ方之事

組頭百姓代之事

村役人唱之事

大庄屋停止之事

村里の長と庄屋名主と唱ふる濫觴と鎌倉將軍家の時代より始り貞永の式目より名主職となり又庄屋と云り式目より庄官と云者何れも一郷と奉行する職あり今の名主庄屋とは異り士列の職掌たり今以て其引付より一邑の長たる者や庄屋名主と云あるべし上世

聖武天皇の御宇吉備公僧行基奉養の三人 勅を奉りて郡縣里を撰定し田園と点検せしめ士民五十戸を一里とし里毎に長一人を撰置き戸口を檢校せしめらるる其時代を農と共と分るる武士を土着の者なるを此長と今の名主庄屋とを異より一邑五十戸の軍役と勤る將たり貞永の頃迄も兵農分らるれが式目よりある庄官名主職も百姓はるは武官あり其後時代押移り士農分るる村里を農家のより成行たるや

一村の内家柄正しく田畑等多く所持したる百姓と一村の長とし庄官
名主と定め村中と支配するを成たり

上方勅達國の庄屋を家極り數代連綿し若し庄屋役と勤むべき者幼若
あれど粗頭の内より又親族の内より後見を立庄屋の名目と其家の主
幼年たりとも継いで一村と治め仮令大高持豊饒ある百姓たりとも其家
筋より承れども名主役と勤むるを承るべし之を因て庄屋の威厳重く村
中能く治り庄屋の下知と背くべし尤も數代連綿し威勢有る任せ我
俸あるとも多く百姓の為にあはざる儀も有り關東も昔々名主の家定
まりたりし由あれども前書の趣より百姓の為に且しこうらざるべき
は依て享保の頃より一代勤め又々年番名主とて一村の内名主役と勤
むべき家柄と撰む百姓の内より一年宛順番は名主役と持つあり此の

如く百姓仲間へ没成り曾てなく下の示し不行届くと村中不取締の
儀も多く両端の内何れも是あらん分ち難し關東名主病死り又々退役
して跡役と極むると前々其村々の郷例は任せ總百姓入札とて高札の
者より申付るより或は總百姓連印を以て願出るも有り勿論年番持の
名主を願入札等より及ぶ順番の者之を勤む年番とてあく一代限の
名主退役の時其子役儀と勤むべき年番人品より村中存付り宜しくれ
ば總百姓相談の上直は先名主の悴を願ふも有り又入札願出たる者よ
り其者の持高平日の行状美筆等の儀と役所は於て馬と穿鑿し強
動らるべき者ありと申付仮令高札ありとも勤む回数者ありと入札の
者どもへ理解と申諭し二番札を申付るより又々入札を仕直はとも致
さべし凡て名主を百姓の心終り立置たる様は心得違ひたる百姓も有

改正地方列録 卷之七上 三十二

ゆへに役威も薄く名主の申付より用ひて一村沼り兼るべく多かれ上への
役人巨細も礼明し其任に叶ふる者と申付を以て一村の長たるを随分念
と入きて礼を乞ふべきあり

但し近來村々とも名主百姓出入多くし村方不法あるを名主の勤
め方不正ゆへの儀ゆり又畢竟百姓より立置名主ゆへに役威薄く百
姓とも非礼不敬の儀多く我儘より起るるゆりゆり名主を百姓役あつ
らぬ政事も拘り上への役人の口直似とも致す者あれど一村の内其
人品を見立家筋等とも礼し尚又村中の帰服の有無と察し料所を代
官私領を領主地頭役人より申付相應の宛行ひとも取らせ置度と也
然れども百姓ども我儘もなきに村方の締りも宜しく年貢取立等の
不討り有間敷是古代の名主職庄官の勤務も叶ふべし然れども又庄

屋名主心得違ゆゆりて上より命せしむる役人とも役威も慕り我
儘手ゆる趣相向へど其時々の嚴重に制し名主庄屋も不法等の曾てふ
ま林叢密に裁断致し名主の私々上の役人之と礼し百姓の我儘も名
主之と押えて善道も教諭せむ村方平安も治り年貢未進公事出入等
の煩ひゆり少ありあべき欲何程俊才の奉行代官よりとも大勢の百姓
を逸く教導の行届ざるてあり名主もゆりゆりて村中治まるべき
謂ふ所し然らば依て名主庄屋も大切の役目あり併し料所私領とも
名主給米も百姓より出し入札等と以て百姓の勝手の者を名主も極
るて近例たるを當時の仕方政務の便り宜しきりや先更の定法たるを
が今更改むべきとせむべし

一都て何品より入り入札せりてとる余人へ相談評議も及ぶに銀一巴の

存寄を以て入るべき通法を相詰札を制禁あり又無印の入札を
 刻札より定例あり就中名主の入札を政務に掛り百姓銘の世
 話より拘る役人たるを容易あつらふては村員偏頗の沙汰あ
 為実正略を所用も立寄れ人品を撰て勿論持高身代も相應より
 美筆も相成ものを入るべき依て入札以前村方へ申渡さるべき
 之私の懸意を以て名主役と勤め兼る者等と撰り入札致す間敷勿
 論入札を一人別銘より相認め印形封印より差出さるし且高札の者
 へ申付るは於て少札の者より申分多たら勿論方一高札の者
 の上品等宜しうはる飲或も持高少く名主役申付難き節は二番
 三番札の内々分明し申付たり村中一少少申分多たら皆都て總百
 姓連印の書付を差出させ若又誰名主は成りても存寄之あたふ付入

札を致す向敷と思ふ者其趣の書付を差出さるべき様組頭百姓代へ
 申渡し入札以前は村中能く取締り上入札取集め組頭百姓代長百姓
 とも立合ひて札を用き一紙評議の上名主を取極り願出べし勿論年
 々差出宗門帳五人組帳印形入札の封印引合せ若し印形相違小
 何れも如何様の誤り相違したる段是又組頭とも相詰し其誤の書
 付を取るべし左あられ用札の上彼是出入等起るて問はるもの也
 私領りとも陳屋役所等へ入札を差出させ用札致すを以て是とて
 取締方々右同様たるべし

- 一名主給米先年の定め左のどし
- 一村高百石より給米貳俵
- 一村高五十石より給米貳俵
- 一村高四十石より給米貳俵
- 一村高三十石より給米貳俵
- 一村高二十石より給米貳俵
- 一村高十石より給米貳俵
- 一村高五石より給米貳俵
- 一村高四石より給米貳俵
- 一村高三石より給米貳俵
- 一村高二石より給米貳俵
- 一村高一石より給米貳俵
- 一村高半石より給米貳俵
- 一村高四石より給米四俵
- 一村高三石より給米四俵
- 一村高二石より給米四俵
- 一村高一石より給米四俵
- 一村高半石より給米四俵
- 一村高七石より給米八俵
- 一村高六石より給米八俵
- 一村高五石より給米八俵
- 一村高四石より給米八俵
- 一村高三石より給米八俵
- 一村高二石より給米八俵
- 一村高一石より給米八俵
- 一村高半石より給米八俵

一 今千貳百石より給米十俵
千五百石より

石より大高の村を是に准じ相増すべき昔先年命せられたるむら年貢
の差引よりあまび小前より別段に取立て相渡を名主役の引高を廿石
より限り其余を外百姓立し高役と勤め持高廿石以下の名主を高の有合
たるべき昔是又命せられたる然るむら村を色々の引付仕来りたり
て一様ありて駄米計りて勤む村りたり又役引高計りて勤むむら
り或る持高廿石より満ざる名主を賣高を幾村高の内廿石を引高より
高代致し村方より取り自分持高を高役と勤む村りたり給米も右の定
法より多少のゆり先々郷例引付の仕来りを用ゆるてゆり併し定めら
前書の通りは付万一給米引高等の儀は付出入をどゆり節を定法を用
ひて取計らふし

一名主組頭江戸練表其外へ罷出るとは百姓を供し連村方より五里七里

の処軽尻と出させ送り迎ひてきせる類もゆり多分の書物持来りたる状
年貢金銀も持来り節道中手當も召連ると格別謂をあく人馬を差出
させ供し連るとも曾て成らば若し供と連むとて叶はざるとは之を自分
家来と召連むべきなり万石体の儀は付名主百姓出入等ゆりて先役
仕来りの旨申立るとゆりども曾て取上間敷とゆり
一 組頭と云々元来五人組の頭分を致し今を百姓の内筆筆致し人品宜く
高も相應り持ち用立つる者とは村の大小に依りて五人三人充入れり又
を総百姓相談等と極め置名主の下役よりて領主地頭の用向并む村
用とも勤む又病氣を或る何ぞ子細ゆりて退役致さば是も又外の者
見立て勤めさるる組頭を給米も幾村方多し引高を十石又も五石八石

位^{タテ}の^{タテ}も^{タテ}り^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}引^{タテ}高^{タテ}の^{タテ}儀^{タテ}を^{タテ}定^{タテ}例^{タテ}か^{タテ}し^{タテ}又^{タテ}上^{タテ}方^{タテ}遠^{タテ}國^{タテ}等^{タテ}の^{タテ}年^{タテ}寄^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}同^{タテ}然^{タテ}あ^{タテ}り^{タテ}尤^{タテ}も^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}役^{タテ}を^{タテ}願^{タテ}ひ^{タテ}出^{タテ}る^{タテ}又^{タテ}を^{タテ}令^{タテ}と^{タテ}り^{タテ}村^{タテ}方^{タテ}を^{タテ}取^{タテ}締^{タテ}役^{タテ}所^{タテ}へ^{タテ}を^{タテ}届^{タテ}と^{タテ}出^{タテ}は^{タテ}り^{タテ}

一^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}代^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}と^{タテ}名^{タテ}主^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}の^{タテ}外^{タテ}其^{タテ}村^{タテ}より^{タテ}大^{タテ}高^{タテ}持^{タテ}の^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}壹^{タテ}人^{タテ}と^{タテ}極^{タテ}置^{タテ}き^{タテ}尤^{タテ}も^{タテ}村^{タテ}より^{タテ}或^{タテ}人^{タテ}三^{タテ}人^{タテ}の^{タテ}り^{タテ}是^{タテ}を^{タテ}名^{タテ}主^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}へ^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}より^{タテ}の^{タテ}目^{タテ}附^{タテ}あり^{タテ}村^{タテ}入^{タテ}用^{タテ}其^{タテ}外^{タテ}諸^{タテ}割^{タテ}賦^{タテ}物^{タテ}等^{タテ}の^{タテ}節^{タテ}を^{タテ}立^{タテ}合^{タテ}大^{タテ}高^{タテ}と^{タテ}持^{タテ}たる^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}承^{タテ}知^{タテ}の上^{タテ}を^{タテ}小^{タテ}高^{タテ}の^{タテ}者^{タテ}申^{タテ}合^{タテ}た^{タテ}る^{タテ}為^{タテ}あり^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}代^{タテ}と^{タテ}高^{タテ}持^{タテ}の^{タテ}役^{タテ}より^{タテ}勤^{タテ}る^{タテ}ゆ^{タテ}へ^{タテ}給^{タテ}米^{タテ}引^{タテ}高^{タテ}等^{タテ}不^{タテ}く^{タテ}右^{タテ}の^{タテ}極^{タテ}め^{タテ}れ^{タテ}ど^{タテ}も^{タテ}村^{タテ}より^{タテ}依^{タテ}て^{タテ}と^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}同^{タテ}様^{タテ}高^{タテ}の^{タテ}多^{タテ}少^{タテ}より^{タテ}強^{タテ}て^{タテ}拘^{タテ}り^{タテ}其^{タテ}壹^{タテ}人^{タテ}と^{タテ}撰^{タテ}り^{タテ}總^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}より^{タテ}頼^{タテ}り^{タテ}て^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}代^{タテ}に^{タテ}致^{タテ}を^{タテ}り^{タテ}た^{タテ}り^{タテ}是^{タテ}を^{タテ}令^{タテ}と^{タテ}り^{タテ}長^{タテ}を^{タテ}當^{タテ}ら^{タテ}る^{タテ}こと^{タテ}ふ^{タテ}り^{タテ}此^{タテ}名^{タテ}主^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}代^{タテ}と^{タテ}村^{タテ}方^{タテ}三^{タテ}役^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}あり^{タテ}

一^{タテ}村^{タテ}役^{タテ}人^{タテ}の^{タテ}唱^{タテ}と^{タテ}関^{タテ}東^{タテ}より^{タテ}と^{タテ}名^{タテ}主^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}ひ^{タテ}五^{タテ}人^{タテ}組^{タテ}の^{タテ}筆^{タテ}頭^{タテ}と^{タテ}判^{タテ}頭^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}ひ^{タテ}

上方^{タテ}遠^{タテ}國^{タテ}を^{タテ}庄^{タテ}屋^{タテ}年^{タテ}寄^{タテ}と^{タテ}唱^{タテ}へ^{タテ}所^{タテ}より^{タテ}依^{タテ}て^{タテ}と^{タテ}庄^{タテ}屋^{タテ}壹^{タテ}人^{タテ}年^{タテ}寄^{タテ}壹^{タテ}人^{タテ}の^{タテ}り^{タテ}て^{タテ}組^{タテ}頭^{タテ}と^{タテ}其^{タテ}外^{タテ}は^{タテ}三^{タテ}四^{タテ}人^{タテ}の^{タテ}り^{タテ}又^{タテ}庄^{タテ}屋^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}外^{タテ}より^{タテ}甲^{タテ}州^{タテ}等^{タテ}と^{タテ}名^{タテ}主^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}ひ^{タテ}西^{タテ}國^{タテ}助^{タテ}より^{タテ}と^{タテ}庄^{タテ}屋^{タテ}或^{タテ}を^{タテ}別^{タテ}當^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}所^{タテ}より^{タテ}尤^{タテ}も^{タテ}在^{タテ}方^{タテ}より^{タテ}少^{タテ}ふ^{タテ}し^{タテ}在^{タテ}中^{タテ}より^{タテ}町^{タテ}場^{タテ}より^{タテ}別^{タテ}當^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}外^{タテ}多^{タテ}し^{タテ}元^{タテ}來^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}上^{タテ}方^{タテ}関^{タテ}東^{タテ}遠^{タテ}國^{タテ}より^{タテ}一^{タテ}村^{タテ}の^{タテ}内^{タテ}高^{タテ}持^{タテ}又^{タテ}と^{タテ}其^{タテ}村^{タテ}開^{タテ}基^{タテ}の^{タテ}節^{タテ}より^{タテ}の^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}當^{タテ}時^{タテ}零^{タテ}落^{タテ}より^{タテ}小^{タテ}高^{タテ}に^{タテ}成^{タテ}り^{タテ}たる^{タテ}者^{タテ}より^{タテ}と^{タテ}頭^{タテ}立^{タテ}たる^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}唱^{タテ}へ^{タテ}村^{タテ}役^{タテ}人^{タテ}より^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}ふ^{タテ}し^{タテ}姓^{タテ}古^{タテ}何^{タテ}の^{タテ}長^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}長^{タテ}より^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}右^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}代^{タテ}を^{タテ}多^{タテ}く^{タテ}此^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}の^{タテ}内^{タテ}より^{タテ}勤^{タテ}む^{タテ}右^{タテ}より^{タテ}所^{タテ}謂^{タテ}庄^{タテ}屋^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}唱^{タテ}る^{タテ}外^{タテ}より^{タテ}凡^{タテ}て^{タテ}云^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}と^{タテ}遠^{タテ}ひ^{タテ}村^{タテ}役^{タテ}人^{タテ}の^{タテ}役^{タテ}名^{タテ}あり^{タテ}此^{タテ}所^{タテ}より^{タテ}と^{タテ}外^{タテ}より^{タテ}唱^{タテ}る^{タテ}長^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}頭^{タテ}百^{タテ}姓^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}右^{タテ}村^{タテ}役^{タテ}の^{タテ}唱^{タテ}を^{タテ}関^{タテ}東^{タテ}上^{タテ}方^{タテ}遠^{タテ}國^{タテ}と^{タテ}何^{タテ}故^{タテ}に^{タテ}役^{タテ}名^{タテ}差^{タテ}ふ^{タテ}こと^{タテ}も^{タテ}や^{タテ}其^{タテ}謂^{タテ}を^{タテ}詳^{タテ}ら^{タテ}あ^{タテ}ら^{タテ}ん

一^{タテ}私^{タテ}領^{タテ}より^{タテ}と^{タテ}大^{タテ}庄^{タテ}屋^{タテ}と^{タテ}云^{タテ}て^{タテ}領^{タテ}主^{タテ}地^{タテ}頭^{タテ}より^{タテ}帶^{タテ}刀^{タテ}を^{タテ}免^{タテ}し^{タテ}格^{タテ}式^{タテ}申^{タテ}付^{タテ}け^{タテ}過^{タテ}分^{タテ}の^{タテ}給^{タテ}

米と組下村方より差出し一領一郡の工と取計ふ村役人なり組と分け
何の某組何十箇村とて支配高七八千石より壹万四千石位迄あり
て組下の庄屋と支配りて其家極り子孫相續して之を勤む又諸
侯方の家より知行或は扶持切米を渡し家中士列は立置小稀は其
り其家より依り大庄屋の格式と宛行以尊卑格別差入去あつて何
家中より依り在方の者より居村は田畑屋敷等所持致し住居する事也
又國に依り割元或は總庄屋檢断する唱る所ありり中古まで料所
よりりしは享保の頃神尾若狭守勘定奉行の節大庄屋有て却て村の
為宜しりり由りて料所の分を停止し成て今も遠國たり共料所は
大庄屋よし私領も關東も其節より多分止まり

改正補訂地方凡例録卷之七上畢

改正補訂地方凡例録卷之七下

高崎

大石久敬士恭 著述

五人組濫觴之事

附五人組帳前書之事

五人組の濫觴は古昔周の衰世齊の桓公の時管仲と云人始りて之を定
む五人と伍と云五伍人廿五と兩と云四兩百と卒と云五卒五百と旅と云
五旅二千五と師と云五師一万二千と軍と云五伍兩卒旅師軍より皆各
長り伍兩の長を組頭卒旅の長を者頭師軍の長を備頭一方の大將家
は是を鄰伍と云て士民とも五人宛組合ひ此五家と親戚よりり時しく
互に相救ひて壹人敵は降せど四人とも同罪あり致し因て相率り勵ま
合ひ不忠懶惰の者なく管仲齊國を治めしを此卒伍と定め平日鄰伍相

離るる様よしたる故五人の内不忠の志ある者を四人より之を制し
村里に於て此法を立て百姓五家宛組合と定め相互に助け合ひ平日の
行状歡樂患難相俱りて治めし故に齊國大に治り桓公遂に覇業を立
し基ひに此鄰伍より始る我

朝より其法を倣ひ卒伍なりし武家より其法を倣ひて民家より此
遺法なりて今上方関東遠國料所和領より五家宛組合と定め其内一家
を長とし之を判頭と唱へ帳面は大法の制禁を記し名を書調印して毎
年支配役所へ出さ之を五人組帳と云古人の伍法連綿して識る古今の
良法なり然し今の五人組帳の始りし時代を詳らざるは尚考ふべし
一五人組帳前書の條目を今世代官所へ村々より差出させり此文言を
上方遠國関東支配より文段の差ひなりて區々あり徳川時代はあり

五人組の始りし時の條目もろくは年曆詳らざる故何を
きく是不忠と定め難し尤も法度の趣意は違ふべしと云ども悉く長又
るゆかり又簡易あるゆかり何れも實の条目と云ふと云ふは今此
は記さる悉く季々文段ありて定めて代官所より増補したるを見
つたり

條々

一従前之被 仰出小御各目の趣弥堅相守り御法度の儀不相背急度相
慎之可申五人組の儀取寄次第家五軒宛大小の百姓地借水天中を組
合方端申合せ妻子百仕ひの男女等に至るまで諸事吟味可仕自然
不吟味を惡事等出来り組中越度たるべく小若し申合せ背き
小者於有之を可訴出事

一 親の孝を尽し主人を尊敬し忠孝不忘儀を勿論の事より其内より勝
 きて孝行ある者又毎事正路実体より仕へ者有之を可申出事
 一 組合の内平日身持不怠農業者職を不動懶惰ある者有之を判頭を申
 る及之を組合より重く異見差加へ行跡相直り小様教導可致し其上
 よりも組合申関の儀不相用不埒の族有之を庄屋年寄へ可申出都て親
 子兄弟を申さず及之を親類時しく百姓仲間組合を勿論他組より共
 平日相互ひよ申合せ相親しく不束の儀等無之様可仕別て五人組
 の儀を親族より親しく言ふとも互に助け合患難相救ひ可申し五
 軒の内一人より不埒有之を及之を五人共可為同罪事
 一 毎年宗門帳三月迄の内可差出若し由法度の宗門の者有之を早速可
 申出小高札の趣相守り人別念を入る相改め宗門改め所より以後召

抱小下人等と寺證文別紙可取置事
 一切支丹轉類族有之を別帳に記し可差出他所より縁組等より右の
 族當村へ来り者勿論又他領へ送り遣し小より早速進可致事
 一 庄屋役を申す及之を年寄等より内証相談より引替不申役所へ訴
 出差圖と請へ事
 一 印形の儀宗門帳五人組帳に押置けて相用可申し子細有之印形替り
 ぐ庄屋年寄を代官役所へ相届判鑑可差出平百姓を庄屋年寄へ可相
 断名を改め小より是又早速相断り五人組帳名前帳等可書替事
 一 田畑永代賣買停止より若し質物より入り小より十箇年を限り質手
 形庄屋五人組加判可仕小田地を質より取り者より為作小より年貢諸役地
 主より勤め小より勿論切地より致し小儀堅く仕間布事

一 御朱印地寺社領什物等一切質し取申間布事

一 衣類諸道具又と外一の金銀類出所不知賣物買取儀を不及申質し

取う又と預う儀仕間布及令出所知を以品として請入無之質物

堅く取申間布事

一 百姓衣類庄屋縮袖木綿妻子らも可着之平百姓を布木綿の外不可

着縮子紗綾縮緬の類襟帶等とも用ひ間敷家作等自立は普請會り

が間敷儀仕間敷事

一 簪取舞取の儀相應の者と取組少しも奢るが間敷儀仕間布は何事と

とくは軽く可仕一代の内度と無之祝儀振舞くとも一汁三菜に限

るべき事

一 風水旱虫等の損毛として物成減し以上百姓ども願次第は為は救夫

食糧貧等仰せ付らるは海共向後損毛の品より吟味の上申救ひも

可有之と云ふも先を損毛し付年々願の通り申救を難成り間敷て其

心得仕費等無之様常と致高弁取續き様狀を心掛可申事

一家業と第一は可相勤遊藝の好む惡事と企或る公事出入の腰押等堅

く致し間敷又と不孝の者有之と不隠置何事と云ふは可相慎事

一 常々喧嘩口論と好み夜歩行等仕名主五人組の異見と争引不仕者有

之と可申出左様の不届者と隠し置腸より露頭をるは於て其者を

勿論庄屋五人組まで可為越度事

一 御料の國より取箇并は夫食糧貧等其外願筋の儀は付由代官陣屋へ

百姓ども大勢相集り致訴儀も有之由不届至極は付自今以後敢く

吟味の上重き罪科は可被行各代官支配限る百姓どもへ兼く急度

可申付置事

一 百姓の子供を招め諸親類の内輕き侍奉公に出し其後在所へ引込
 ても刀と差し小族有之由相関自今以後如斯の類在所帰住仕小先
 主より少く合力受小も刀差儀停止小若し詮議不致小庄屋
 年寄可為曲事小右の由書付前と出小觸書の通堅く相守可申事
 一 博奕都て諸勝負三笠附の類を不及申商事守せ博奕は似たる儀一
 切仕間敷勿論宿寺吹く仕間布小若し相背くは於てを常人并は宿
 とも嚴料の處せざる庄屋年寄五人組を過怠被仰付小同前と被仰出
 小通急度相守り毎月五人組限は相改め庄屋へ證文取置可申小且又
 人賣買停止の儀を不及申男女奉公人年季の儀十箇年限は可仕小譜
 代召仕小はとも一箇年限は抱小とも體成証人可取置事

一 人請の儀根より致間敷小去親類或は出所能存し體成者小はとも
 庄屋五人組へ相断り請人小可立小自然人請の儀は付出入有之小は
 庄屋五人組立合急度埒明可申事
 一 養子を親類と撰み相應の養子可致娘有之入奪取小はとも親類の内奪
 養子小可致小然きども其娘の年不相應小はとも他人より吟味の
 上親類は其旨相達し其上より養子小可致後令実子たるとも親不孝
 又と不行跡を庄屋五人組親類等度と異見を加へ小はとも不相用跡
 式相續難為致小はとも其証庄屋五人組へ申達し其上より之を廢し他
 人養子可致小又一人の了簡を以て養子不可致小又を二男三男有之
 百姓総領病身又と不行跡を跡式讓難く二三男の内へ譲り小節
 是又五人組立合取締以上可讓渡事

一 田畑分けの儀分知高拾石及別壹町より少く當りたり不可分尤も
 残高も右定めより少く残るるべからず然る上高世石地面式町より
 少き田地持り子供と始め諸親類の内へ田地配分不相成の間二男三
 男有之が在りて何ぞ渡世致させ或る相應の奉公も可差出事
 一村中申合せ昼夜火の用心第一念入を可申し若し火事有之が火消
 道具と持ち早速欠付火と可消出火又と盜賊等有之節色立の村
 中の者不殘罷出相防ぐべし若し其場へ不出合者有之が庄屋年寄吟
 吟と遂へま事
 一 他所へ罷出二夜三夜泊り儀と庄屋年寄へ所へ可罷出若し他國
 へ奉公も罷出欲又と用事有之他國へ罷出たりも其子細庄屋年寄
 へ可相届事

一行衛不知者一夜の宿り不可貸旅人其外何者より村方地内へ行倒
 を死等有之が見出小者早速庄屋年寄へ可相届其上りて村役人立合
 死体并に雜物等相改め早速注進を乞し他所より来り小手負の儀を
 申せり及む郷中にて怪我痴人等有之を早速醫師外科等相掛け其
 段注進を乞し且又村中へ胡乱成者隠し置小者有之が出所相尋ね急
 度預置其段申出差図と請へま事
 一 他所の者當村住居仕度旨相頼といが出所家職等為と承り亂し慥成
 請入相立手形取之尤も寺請証文取之差圖と得差置べし根より他所
 の者不可差置事
 一 出家山伏社人行人道心者其外非人体の者もで常々致吟味胡乱成者
 村内も不可差置事

一 盜賊惡党人等有之が早速可訴出由褒美可被下尤小仇を不成様可申

村小事

一 往來の者村内を煩ひ小を醫者と掛け保養可致小先へ赤儀難成
小其者の住処承り其処へ送り届け証文取置可申小若し可相果

病体小小が早速可訴出事

一 哥舞妓縁相撲其外見せ物の類願無之村中より真行不可致分郷或は
村鄰り當村境自紛敷地処より先方より真行致し小其段注進致を

ベキ事

一 遊女野郎總て遊び物の類一切當村へ差置申間敷一夜の宿も為仕間

敷事

一 棄子堅く致をぐぐぐ若し棄子有之が村中より養育致し注進致を

畜馬事

一 捨牛馬堅く仕間敷小若し他所より放牛馬來り持主相知を小が早速
相返し庄屋持主より證文可取置何方の牛馬とも不相知小村方
より飼置其段可訴出若し隠し置後日露頭ま及び小を隠し置小
者々勿論村役人々可為越度小且又牛馬賣買の儀出所聞届儘成請

人相立賣買致をベキ事

一 新地の寺社建立の儀堅く停止小小總て祠念佛題目塔供養塔庫申塚
石地藏の類一切新規建立致を間敷小神事祭礼等輕く執行致し新規
の神事等堅く致をぐぐぐ板令在來る儀より品を替り致中絶致
し小儀取立ると堅く仕間敷小若し執事子細有之が相同可請差圖事
一 寺社の住持社人等相替り者早速注進致をベキ事

一 佛神開帳致ししが支配へ相願ひ開帳致さべくは當村の佛神他國へ當分相移し開帳仕儀有之れとも前方は進進仕り可請差圖又他所より佛神等送る来りしと決し不請取村中より少々の内も差置申問

敷事

一 獵師の外鳥獸一切取づるは獵師たりとも鶴白鳥取儀堅く停止し若し村中より鶴白鳥賣買致し者有之は早速可致注進事

一 鉄炮の儀断り相立所持仕り獵師の外隠鉄炮等若し所持致し者有之は重きは科は被仰付り獵師たりとも親子兄弟へも鉄炮賃借堅く仕間敷断りと立置り獵師相果し節々其段訴へ差圖を可請事

一 山林の竹木并は往還立木大切可仕り枝葉下草等や庄用の外前取間敷は尤も下草錢等相納めり場所前への通可心得り百姓林屋

敷四壁たり共大木の方を願の上得差圖之を伐べし根は伐取申問敷事

一 山林并は往還立木風折立枯根返り有之節は庄屋山守立合木数寸間木品相改め書付を以て注進致さへし且又山林の荒間有之は又は庄用の為め伐出し跡を申付せしは庄屋山守心掛早々苗木植立其段可相届事

一 前々在来酒樽の外新規造酒一切仕間敷事

一 農業の儀随分致出精種物相換み植付蒔付等の時節後より不相成様心を用ひ養ひ用水等よ心配り百姓仲間互ひは励ま合相働き可申し勿論庄屋年寄折り村中相廻り百姓ども耕作懈怠無之様可申付り萬一無精成者有之は急度詮議を遂べく若し病人其外誤有之耕作成

兼い者有之ぞ親類五人組より助け合田畑作り荒し等々不成様可
仕事

一 田畑永荒の場処又を起し返場処切添新開等有之ぞ早速可申出隠し
置後目より相知をいそぐ庄屋年寄可為越度事

一 原地沼地河原等村々頼り依て新田より被仰付小場処無油断開致を
なぐ原地の儀雪霜の内より余寒過ゆせよ開致致し立どいへぞ此根
荒を格別人夫多く掛り小間正月より盤入を初め無油断可心掛事

一 悪水吐用水堀小溝等を堀浚年々正月の内より隣郷申合せ無滞様可
仕事

一 川筋村々大水の時庄屋年寄総百姓不残罷出堤川除切をせざる様相防
ぎ可申小道橋損じ小ぞ往來の障り田畑作物障りり不相成様小破の

時修復致まべく自普請難成処を可訴出遂吟味可申付小且又往還筋

請取の丁場有之ぞ觸出し無之とも常々無油断心掛道橋可加修理事
一 諸普請入足扶持米公儀より被下小節相渡り次第當坐より割合百姓共
へ相渡し証文取置可申小凡て割合勘定一切仕間敷事

一 御傳馬宿の儀御用早追等相廻り小節随分大切は仕り時刻を不移先
宿へ継送り刻付の受取書可取置小凡て助郷村々へ人馬觸當の儀問

屋年寄吟味致し頼り人馬觸出間敷小宿馬を囲ひ置勝手好荷物付
小様成儀一切仕るべし御朱印御証文人馬を不及申御傳馬人足

駄賃等に至るまで無滞継立旅人難儀は不成様可仕事
一村方年中小入用庄屋元筆墨紙代村役人ども支配役所より罷出又を由

用は付他所へ罷越小雜用等附立小入用帳の儀式冊相仕立前書よ

惣百姓連印致し白紙帳正月申役所へ差出し押切と受右品みの入
用式冊同様附立勿論臨時入用或る大造ある入用等有之節を村役
人の外長百姓相集め相談と遂け小上割賦致さく小年中入用相記
し小上暮に至り割賦の節も長百姓立合廣く相改め百姓得心の上致
高割翌春式冊と小支配役所へ差出し改めと受押切印形と壹冊と
村方へ渡し壹冊を役所へ留置可申小右帳面の外別帳と持へ小入
用割賦等堅く仕間敷事

一 検見の節を不及申平日とも手代并し妻子召仕等に至るまで金銀米
錢衣類諸道具其外輕き品たりとも音物曾て仕間敷勿論村方と於
て貸借一切致間敷方一心得違ひ無心等申掛非合の儀等有之が早速
可申出外隠し置後日露頭と及び小が村役人とも可為越度事

一 御代官并し手代とも申用ま付廻村の節休泊口定法の本錢米代之と
受取り一汁一菜とを相賄ひ馳走が間敷儀決して仕間敷小若し心得
違ひと酒肴と差出したりとも馳走が間敷儀有之と於てを急度越
度と可申付事

一 御年貢免状相渡し小上大小の百姓出作の者中を披見致させ證文取
置べく小年貢并し小物成臨時納物とも割賦相済小が百姓壹人別
に字取り得心の上銘く印形取置可申小凡そ上納物庭帳念入と納り
相済庄屋方より受取小手形相渡し後日出入等無之様可仕小年貢
村入用一処と割合申間敷小若し庄屋年寄割賦致し方等不直の儀も
有之を訴出べく且小年貢米金初納より出精致し相納め極月限り急
度皆済致さく小万一不納致し欠落仕小百姓有之を親類五人組并

びは庄屋年寄并納致まべく勿論皆済不仕以前穀物一切他所へ出ま
可いづらふ事

一 年貢の儀随分米症相撰荒碎批青米等の分撰と出し繩依念入を
二重菰小口織等一領同様仕立升目欠成無之様念入を計り立中札
は國郡村名年号月日米主庄屋升取名印仕改り後入姓名印形致し外
札を竹くも木くも表の方より何の年貢米何國何郡何村何の
某納め裏の方より買目相記し荏大豆も同然たるべし津出し船積の節
依不損様隨分取扱念入まべくは廻米納め庄屋并り上乗の者吟味
致し圖取順番等しく差出さば人柄を撰み船掛り場ハ勿論船中より於
て船頭水主不埒等無之様急度可相守は若し船頭水主米を差取は叙
不埒の筋等有之が悉く相記し書付と取可申は川舟の儀教隻有之は

一 一隻限り上乗可仕は城米船頭又は他所の者へ渡納め致し
上乗ふしはは様ある儀堅く致し同敷は中蔵納め内筋へ其外中蔵
庭に於て不束の儀等無之様納め庄屋心を用ひ撰み出し肩喰濡俵次
手米等納手代納宿納名主立合相改め紛失等無之様其日限り惣儀教
勘定致し書記可差出事

附納庄屋の者納宿は逗留中遊女屋を勿論遊山が間敷場処へ決
て罷越間敷は中蔵手代中蔵番小揚の者納手代等より音信等堅く仕
間敷方一心得遣ひ賄賂が間敷儀等有之後日相頭とせは納庄屋
急度曲事可申付事

一 郷蔵番屋夜油断なく相守り火の元念入等火災の儀役人受取郷蔵
詰致し以上を公儀の損損失をくくは番人等閑は欲或は村中

防ぎ方疎うりて焼失は相成いど其誤吟味の上村方弁納り可申付
小若し盜賊等りて納め置い米不足致し小が村方弁納り多く番人
無念の儀等有之は於て吟味を遂げ其者を申よ及む村役人等
曲事なまべし事

右田各目の趣少しも違犯仕間敷小年々宗門改めの節村中大小の百
姓残らば寄合村役人ども讀圖を五人組帳印形可仕小万一心得違
ひ仕被仰渡の趣一事たりと雖ども相背き小者有之は於て組合一
同村役人等何分の庄料も仰付らるべく小取之五人組連印仕差
上申処如件

何國何郡何村
百姓

年号月日

何右衛門 印
何左衛門 印
何兵衛 印
何 八 印
何 助 印

一私領の百姓料所の村役と勤る例之事

料所の百姓より私領分郷等の名主組頭と勤ることをなすも私領の
百姓料所と持添りて料所の村役と勤ることを曾て成らざるごとく
聞へし処扱ふた訳らうて地頭の添翰を以て願ひ出まご申付ても苦し
らうばる近例なり

天明元丑年武州内の料所及高場の名主組頭を私領の百姓より前より

勤来りたるは付取計方の儀支配代官より勘定奉行山村信濃へ相伺ひ下知の趣左のごとし

津金孫之丞知行所武州榛沢郡田中村の流作場及高々代官処たる処本村役人佐次右工門常右工門前より右及高場の名主組頭相勤り来り此料所の庄用向申立致し地頭用差支るるは付取料所の村役差免し吳々音孫之丞方より中代官へ掛合有之相申したる処右兩人及高場名主組頭役勤り来りしは何拾年以前誰支配の節申付たるや右名主組頭先祖より勤り来り年歴の知るるゆへ容易に村役差免を乞ふ事成難く取計方と勘定奉行所へ伺ひし処左の如く下知附紙の如く但し伺書々之を畧し

附紙

書面佐次右衛門常右衛門儀及高場の名主組頭役と津金孫之丞添翰と以て其方役所へ改めりて願出ぬ事と格別起立無之間願相府より申付たる及高場世話人と心得名主組頭の名目相触ぬ事地頭用向差支へざる様可致旨申渡し及高場惣百姓へ小申付証文之を取り差出さるる事

丑五月

右の趣より私領の百姓料所の村役勤る事地頭より添翰を以て願出さる勤めさせたり苦しむる儀と関内故に地頭の添翰あるとき申付ざる事あり

一由緒百姓之事

附百姓席順之事 由緒多し百姓帯刀仕置の事

謂き多々百姓苗字停止の事 今上下着用停止の事

江戸町人帯刀停止并町年寄由緒之事

奇特者の儀褒美被下苗字免除近例之事

料所^レの^ナ何^ナ程^ナ由^ナ緒^ナ正^シしく先祖^トと高貴^ノの未^ダ業^トは紛^レ々あ^リと^シ民間^ノは
落^テて^モ苗^字帯^力を^決して相^成ら^ズ勿^レ論^何ぞ^誤り^テ苗^字帯^力永^ク免^レ
除^ル或^モ其^身一^代免^除の百姓^ト申^上り及^ビ前^ノより由^緒なり^ク苗^字
字^帯力^ノ者^乃は^ハ代^官引^渡し^ノ前^姓名^ト相^混し^帳面^ニ仕^立何^レの^由
緒^ト以^テ前^ノ苗^字帯^力仕^先支配^トし^申送^リ等^乃は^乃り^シ段^ノ演^説書^ト
以^テ引^渡を^郷村^請取^{タル}上^其段^勘定^所へ^届る^{あり}當^時仕^官の^者と^村
方^へ差^置こ^{とも}相^成ら^ズ又^浪人^トと^村方^ニ依^リ住^居する^者は^宗門^帳
に^加る^をど^武士^ノ浪^人たり^{とも}決^{して}苗^字帯^力を^相成^らざる^{こと}あり

元来^宗門^帳に入^{ざる}者^と村^方に^住居^致さ^{ざる}謂^き多^ク私^領たり^{とも}
領^主地^頭の家^来分^ノ者^と格^別他^ノ家^来依^令宮^堂上^門跡^方の家^臣たり^{とも}
とも^村方^に住^居を^致さ^{ざる}若^シ主^人より^領主^地頭^へ頼^み有^テ
て承^知の上^差置^を格^別の^{こと}あり^料所^{より}尚^更相^成ら^ズ甲^州より^武
田^家の^浪人^當時^民間^ニ有^類由^緒なり^て古^来より^浪人^相立^農業^ノ營^ミ
苗^字帯^力を^住居^{する}者^多し^中に^朱印^或ハ^除地^等所^持致^を由^緒
緒^ノ者^乃は^乃り^箇様^ノ類^美濃^近江^ノ國^等より^和州^吉野^郡より^往
古^{より}乃^り其^外國^{より}稀^ニと^ること^{あり}尤^モ奥^東より^少多^シ
一^百姓^席順^ノ儀^と苗^字帯^力免^除の^外由^緒なる^者等^を前^ノより^神事^祭礼^ニ
其^外村^方集^會寺^ノ節^を名^主組^頭より^上坐^致を^なり^て先^年席^順の^と
に^付出^入し^及び^奉行^所へ^差出^しし^成り^亂の上^由緒^{なる}こと^を考^へふ^し

と云ども苗字帯刀免除の外を支配と請る村役人の上坐致をべき謂ま
 るるに依て名主組頭の次席は着坐致をべし其余の百姓は其次席たる
 べし平百姓席順の儀を其村の郷例は任をべし尤も上下の別ちある者
 を其席へ到着の先後は依て座は着べき旨を相濟たり然るを百姓は
 席順ふしと一概に云難し右体の出入等も其心得あるべきこと也
 一 百姓帯刀の儀を何ぞ規模ある儀ありて苗字帯刀免除ありし又先
 祖より由緒ありて代々帯刀致し来り料所を公儀へ相伺ひ私領を領主
 地頭関屋の上差免を格別其外の百姓帯刀決して相成らざる若し隠し
 て帯刀する者ありて露頭をると見れば軽追放位ひの仕置よと相成る事
 あり
 一 苗字名乗る事と右同然由緒あるを免除ありて相成らざるの処近
 来親正は苗字と名乗る事ありて付享保年中代官辻六郎左工門相同
 其節札の上以来一統由緒ある百姓等苗字と名乗ることを急度停止
 せ成たり

一 百姓上下着用の類庄屋年寄又村内より訣ある長百姓の外着用致以
 間敷享保年中是又停止し相成たり
 一 江戸練町人帯刀の儀町年寄と徳川初代時代より帯刀免除其外用達町
 人等古来と帯刀するも所りし処天和三灾年二月町年寄并扶持等有
 達どもを一統帯刀停止し成りたり但し徳川家八代將軍の時諸事改札
 ありて享保五子年六月町奉行中山出雲守大岡越前守より前書の趣を
 書上したる由江戸官鑄秘監と云書を見えたり
 一 江戸吟三年寄の内樽屋藤左工門先祖の由緒を水野右工門太夫忠政の

七男水野弥平大夫忠頼の嫡子水野弥吉康忠後、樽三四郎と改む此弥吉と徳川祖宗は仕へ十六歳して元服し康忠と改む元龜三年十二月味方が原合戦の時弥吉廿歳にして一日の内は武田信玄の麾下黒沢藤五郎赤沼三左工門を始め敵十二人と討取て首級を實檢し此時所感の上首級の数を以て三四郎と改名する其後天正三庚年五月長篠陣の時三四郎酒樽と徳川將軍及び信長へ獻じ其稱美は由て苗字と樽と改む同九年五月武田勝頼と藤枝合戦の時桔梗の花を獻じ是より沢深の定紋と桔梗を改む此時三四郎遠州町への支配を命ぜらる其後天正十八年寅八月十五日江戸上町年寄を命ぜらる江戸上續き三箇郷代官を勤め上水支配を命ぜらる青貝柄の槍壹柄を賜ひ今も所持を又慶長十七子年東海道中山道一里塚出来に付樽屋藤左工門奈良屋

市右工門兩人へ掛りて命ぜらる其初より東三十三箇國の枡坐を勤め其後右三箇郷支配免除を成り天和三年より帶刀停止を成り脇差計りは相成たり

一 奈良屋市右工門先祖を大館家の氏族りと和州奈良に住居の処徳川家祖宗三河岡崎在城の節三州へ罷越て随従し其後天正十八年八月十五日樽屋一同江戸町年寄を命ぜらる代官上水掛り樽屋同然たり
 一 喜多村彦右工門先祖喜多村弥兵衛と云者遠州の住人ありしが江戸東表へ罷越し天正二十年十月町年寄を樽屋奈良屋同然に命ぜらるる
 一 徳川家八代の時諸事改革の節享保十巳年八月町奉行中山出雲守大岡越前守へ町年寄より書上る官鑰秘鑿をり尤も奈良屋喜多村の先祖を姓古りの書物大火の節焼失しを知らざる旨を書上たり

併し町年寄のもの由緒を地方に付て無用のことと雖も町人百姓帯
刀のてを記さず付て羨む掲るものあり

一奇特者へは褒美賜り苗字帯刀等と免許せりし近例徳川家十代の時安
永八次年岩出伊右工門代官所信州高井郡小見村百姓太右衛門と云者
代官より同ひの上褒美銀十枚と被下其身一代帯刀免許苗字ハ子孫迄
相名承るべき旨命せりし先年勢州坂下宿加左工門と云者も宿中
近郷へ手當等致し悉くの奇特者は付苗字帯刀免許せり又孝行者へ褒
美のりたる類も所々あることあれども太右工門儀を代々奇特者よ
て居村近郷へは手當致し其上至て孝行よく格別の者且を近年のこと
故悉しく後篇に記さゆものあり

一分附家抱百姓之事

分附と云は祖父親の代田畑を二男三男孫をく譲り其以後檢地を入
たる時總領式の名を肩書し誰かとして當主の名誰と記さるを分附と
云二男三男へ譲り渡し分家百姓壹軒あるれど分附と云は本百姓
あり之を新屋と云外ゆり又二男を親を連を分家したると隠居と
云本家と表し唱へ永く表隠居と云所ゆり何れも本家未家と云本百
姓あり分附と本百姓と云は又家抱と云を下人へ田畑を譲り分附
同然肩書し誰か誰と記さるを分附家抱と云内附と云は依て年貢諸役
も惣領式へ渡し本家より一緒に勤む永小作と云は大察右は非本家抱
る百姓の譜代の下人として門屋と云外ゆり庭子と云外ゆり元々
庭子と家抱と云少しの替りとして田畑を譲り渡さるるも譜代の
家人夫婦とも屋敷内へ夫々差置少しの田地を耕作致さるる庭子と

改正地方所依金

老之七下

七

或る臺処の内部屋を補理して差置き子供出生したるを庭子と
云外も何れ又西國方にて家抱百姓と名子と云ひ町入の手代へ町屋
敷等々譲り家名を名乗せ置と暖簾下と云て譜代の家来あり是を百姓
の家抱と同様にて子孫の代に至り何程大身も成るも主役の名を遁
ざるこゝあり

一百姓新規商賣停止之事

附享保七寅年融書之事

百姓を農業と専一に出精し余事と心を移さば質素な世話を営むべき
と第一あり然るに當前の利潤と心と迷ひし農事と粗畧し商賣事未
だ掛る儀堅く致を間敷併し在郷々々も町場を格別あり候令市中
之あくとも年又しく商賣仕来りたる者其通る自今以後新規の商賣

邊川筋の漁槍を新規の始りとも苦しめざる旨享保七寅年令せしむ
たるに付支配処領分知行処等新規商賣願ひ出るとも町方の外は差免
を間敷支願ふべく商賣等掛り耕作と疎う致を者と見聞とれを
利害を申諭して止さるべし
享保七寅年書付左の通り

覚

一諸國在りて百姓在来り家居の外は自今新規の家作不可致し一家
の内より子孫兄弟多或る病身の者有之にて同居成難き子細有之者ハ
一屋敷の内より小屋を作り或る差掛等致し儀を格別たすべし事
一百姓田畑を配分はる定のこゝ高を拾石及別を壹町歩より内所持ハ

改正地方所由金 卷之七十一

者を割分づるべし前より拾石内の田地持りしものを配分制禁
たると雖も近來密々根より相分け由相関へは自今拾石壹町歩
の外余分を配分をせし此定めより少く残るべし是より内所持
り者配分一切内停止より間厄介人有之者と同所より耕作の働ま
仕り渡世致させ又々相應の奉公は差出をべくい事

一村中新規入作の者出来より入作高は應し本高の百姓入作の百
姓差別なく高次第は諸役割勤むべき事

一山林野原の類新規割合有之時は是又高次第は入作の百姓より割渡
せべき事

一右入作高二箇条定りたるをたると雖も百姓相對を以て極置の故
其品と区よりて宜しうはの間自今書面の通り急度可相守り但し

前より入作相對して極置の儀を尤も只今迄の通りたるとし
一総て百姓農業の粗畧を致し商賣事より掛り儀停止たるとは但し年
又しく商賣事仕来りり者其通りより自今新規は商賣事致まざる
らば耕作專一は精入をべくい事

但し山号より材木炭薪等海邊より漁獵等致し右の品は新規は商
賣のことも格別たるとべき事

右之条を堅く可相守り此旨若し違背の輩有之を可為曲事者あり
享保七年十一月

一欠落百姓跡株之事

附欠落出奔逐電訊之事 欠落の者尋方之事

一欠落百姓有之役訴へ出るとき家族りる者を家族并親類五人組村役

改正地方所由金 卷之七十一

人等と呼出し欠落したる始末と巨細を吟味し遂げ若し不埒の筋等
ある攷或る喧嘩口論等ありて人と痛め立退たる攷其子細を依て掛合の
者ども夫と呼出し吟味し遂げ取計ひ其時宜し隨ひ口書等取締り奉
行処へ伺ふべし左もあく身上不如意して年貢等も差詰り又も借金
多く返済の手段あくして是非あく妻子田畑等と捨て欠落致し無業の
者攷篤く礼明し掛合の者より口書と取り定例の通り勘定処へ届け
何をも文法通り三十日死六限を尋ね申付百八十日相尋ね尋ね出さる
とれたる尋方等閑の趣親類村役人此り置請証文を取り永尋同差出を永
尋の上相續人ある者の跡株を親類引受相續せし若し親類多しと
る村中好身の者吟味して引受きたるべし好身もあく跡株相續する者も
まじりたる建家家財を引取りて拂ひ年貢未進等ならん村役人方へ請取

べし又未進等ある節ハ拂代金取上り致し田畑を村惣作し申付年貢諸
役と勤めさせ種肥代等々作方の費用を引き余分ならん是又耕所ハ代
官私領を領主地頭へ相同ひ後年に至り欠落人立戻り科あたはてて
元地主へ遣はるべし又罪科ある者を勿論上へ對し罪科をあくとも村
方より不埒不届りて居住成難く欠落したる趣吟味の上露頭せる妻
子とも夫と相應の咎も付ひて申付て田畑欠所欵又も相續人ある者ハ取
上拂致すをあり
一 獨身者等して仕付置たる田畑等ありて欠落當座より作り荒し成ら
ざる様親類五人組して引受修理手入致させ年貢滞りあく上納させん
し若し親類もあく五人組も親類孤獨の類して耕作成難たるときは相
續人ある中村役人引受惣作を致させんべし

一 跡株と引受る者あるとも壹人より引受させ難し持高の内壹石或石宛引分け相續ふし度願出るとき百姓持高拾石以下を分地成難き定法なきとも欠落人跡株を或石三石宛分株を致しても苦しき併し水帳より引合せ切畝歩成る様を致さべし

一 無罪の欠落人の跡株と引受て相續せし百姓株相立居る内年経て元地主村方へ立戻り願の上帰住致し先株取戻し度旨申出るときも相對して取戻を格別願出ると於て一旦村方々欠落おしたる不埒なる者は村吟味の上より取戻さる筋をあらてあり

一 他借等より欠落おしたる者の跡株を分致し度段官方より願出るとき跡引受人と相對し格別當人のおれ上を貸方へ分致等申付る筋よりなく相對して掛合べき旨の利害を申明せ取上おるる勿論無罪の者は

付領主地頭へ取上るときも曾ておれ筋あり尤も古来を無罪の者として欠落をなし跡株相續人おれときも田畑家屋敷とも領主地頭へ取上たるとき由おれども近例より欠落人の株式を取上ると相止る前条の趣りて取計りてあり右何れも其筋へ内々問合せ記をゆめあり

一 欠落出奔逐電の訊元来出奔を漢文より命と書欠落と云ハ和俗の俚語あり然るども當時として唱への違ふや公事方吟味役江坂孫三郎へ内々問合せたる処欠落と云を出奔の畧語として何れも同様あり逐電を大勢群集したる中より竊りて引外し行方知まば成たるを逐電と云て少し意呆の違ふてあり然るども届書等ハ凡て欠落と書て然るべき由の挨拶あり

一 欠落人尋方の儀無罪の者を親子兄弟其外の親類一同は尋ねて申付て

山田村の金
山田村の金
山田村の金
山田村の金
山田村の金

も苦しうなれども科なりて出奔逐電等致したる者の尋ねを主人と
家来親と子兄と弟伯父と甥師匠と弟子とを申付ざる可定法あり叔又
又殺し其外重き科ある欠落者も其者の親子兄弟女房等より身近き
者壹人牢舎申付る若し身近き親類あらずれば親類の内近縁の者を牢舎
致さる尋の儀と外親類五人組村役人等へ申付る親類あらずれば五人
組の内判頭の者と牢舎申付三箇月相尋ね尋出さざれば猶又百日
限りの尋ねと申付其上より尋出さざれば尋の者過料又を手鎖
申付る又其科の品に依ては親類の内壹人追放申付余の過料等申付寂
初より入牢と申付置きたるものを差免し永尋と申渡を勿論出奔人見
當り次第召捕り差出さざれば若し見通しは致し外より見出しを訴へ出
るとは重料と申付べき旨一件の者より証文と取り仕置落着と

まことあり
一 欠落人の尋ねと申付るとは他村たりとも同支配同領の親類へ申付る
と苦しうなれば同村たりとも分郷又も他支配他領他村より身近き親族有
て尋の儀と其者へ申付度昔村役人并は親類等より願出するに於ては其
親族へ掛合承知の上より尋ねべき旨と申さざる尋と申付其支配又を領
主地頭へ右の趣と一通り掛合置べきことなり
者
一 百姓町人の下人欠落したるは尋るとも又も其分は捨置とも主人の
心次第なきとも人主請入の方より尋べき旨其主人より断りたりて訴
へ出るとは通例の欠落を同様と申付る尤も給金勤め日数も勘定致
し遺物を主人の了簡次第あれども訴へ出て吟味の上の裁許あれば本
金の清方と申付る定法あり主人より尋并は給金等の儀と請入人主へ

山田村の金
山田村の金
山田村の金
山田村の金
山田村の金

掛合居の内請人主とも若し欠落を承し其跡を主人より訴へ出る
とも人主請人の家主へ吟味を掛け之を主人訴へ後身より付取上ざる
とせし

一奉公人欠落并に取逃等の事

右を訴るとも三日の内欠落立止其内欠落先して悪事とせれば其
主人も適うこと能はば三日過を主人へ掛らば又取逃欠落のて
と主人を訴出まを給金計十日限に消方請人申付取逃の品の消方を申
付を請状に取逃の品を并へ差出まをべき旨之の段主人より申立る
とも相對まをべき旨を申渡せ尤も欠落人と三十日限に尋出し主人へ
引渡まをべき旨を申付る若し請人給金を消し兼ねること分明あれば人主
へも申付るとあり之を武家方を奉公人の人主より取置ても同断あり給

金子日の日限は差出まをべき旨を請人の身代限り給金取上店受人へ引渡
せ勿論尋し差免さば併し給金半金に消せど残金と又十日限より申付
二度目皆消致さる内身代限り申付る尤も欠落の次第より重料の
らど請人へ過料の品より由り重く申付る併し身代限り取立たる上を
過料の申付を扱又欠落者と尋ね出し相糺し取逃の品賣拂ひたるが買
主より取戻させ主人へ相渡を又少分の金子等と遣ひ捨るること分明な
らば主人の損失たるべし金子拾兩以上雑物の代金は積り拾兩位より
以上の取逃を盗賊に准じ死罪并に金子壹兩以上持たせ遣りしたる使
の先より取逃欠落したる下人を死罪あり之を内よりなる品を取逃した
ると違ひ其者と主人便り致し慥ら存居る処取逃としたるゆへ金
高き少くとも死罪の定法あり其外科の軽重は随ひ所置を申付る右奉

一人取逃欠落のて官へ訴へ出るは放てて定法ありて右の外より夫々仕置の次第ありとて代官役所より取計ふ所の大旨を右の趣より心得伺ひ申まへまてあり

一名仕の男女欠落之事

召仕の下男下女一同欠落を系し其主人より人主請人へ掛合尋出べまてり付届等差出ると代官開放し致し置役所より尋ねて申付る筋りとも申し既天明三卯年中山道深谷宿百姓喜兵衛女房下男一同欠落し宿方より訴へ出るは付女房計り尋ね申付其段勘定奉行所へ届相済むる趣左のごとし

私代官所武州榛沢郡深谷宿百姓喜兵衛女房多依儀當月十九日家出致し同夜下男源助儀欠落致し小旨訴へ出は付女房儀を定例の通

私方より日限尋申付源助儀を主人喜兵衛方より人主請人へ掛合尋申付置由は付并り届置申小依之右の段は届申上は以上

卯六月

鈴木新吾

一奉公人欠落先より悪事を為し捕へらるる時先主掛り合ふ事

家来欠落致し主人手前つち代人を取て消し以後欠落人外より悪事致し捕へらるる人主請人呼出しの上過料等を申付るると先主の名を名乗ると先主つち構ひ系し併し名を申出たると付若し呼出し又成り過料銭申付らると人主請人町方あるは町名主方へ取立村方あるは其村名主取立相納め小様仰せ付らる度段を奉行所へ直に相願申せたるあり元々主人を欠落したる者の代として別々人を取ら欠落したる処の下人を主人の手を離したるは構はらる道理あり勿論不将

の奉公人より欠落の先々不埒も計り難く見受たり代人を取て
相済せし人主請人より一札を取り方一石奉公人欠落先りと不埒の
筋等ゆりて訴訟あるも少しも苦勞を掛申間敷旨を取締り置べき
ことあり

一再欠落之事

欠落人の承尋を申付たる以後見當りて連帰ら欲又を自分より立歸り
其段村方より訴へ出さるれば先々欠落人の急度村預け申付置欠落先
りて悪事の有無を吟味の内又欠落とせらるれば此度々親類村役
人直又旧離帳外相願ふとも聞届け奉行所へ相届け又々通例の通り
三十日宛六度々尋へ申付称し行方相知せらるれば同の上承尋申付
其上りて旧離帳外等々願ふも聞届べし勿論村預け申付置たる者等

開て再々欠落を致さるる段々不念に付承尋申付前親類村役人まで過
料手鎖等其時の模様より由り通例の承尋ぬより尋の者々々各一尋充重
く申付べきことあり右の取計ひ方々其筋へ内々問合せし記し置り
あり

一欠落者々困ひ置たる者の事

科ありりて欠落したる者の訳と知れりて當分差置の格別欠落の始末
も聞及びの上日限の尋ねたる者々困置露頭とせらるれば困ひ置たる者
と過料又々手鎖等々申付る又寺院へ欠込困ひ置追て改め添翰と以て
差出たる寺院と通審申付る定法あり依て欠落人滞住同等致せらるれば
欠落以後何方に罷居しや悪事の有無等々札を節候令悪事へありり
何村誰方に居しと申とれ其差置たる者答はるることより付欠落以後所

々渡り奉公致し居しとら又ら廻國又も所々日雇を取り今日と當り居しと秋住処の定まりたる様は吟味詰と伺ふきて役人の差更をあり然し悪事ありて又落したる者と用ひ置たる者と先之を為と穿議したる上相當の咎と申付べきことあり

一人を殺し立退たる者と訴へ出ざる時の事

事と巧と人と殺を欲又と聞討其外人家へ忍び入人を殺し或を殺害と致さばとも巧とを以て謀書謀判等と致し不慮よ人の身代と着させ金子等と掠め取て又落したるものと先身近き親類壹人入申付其外の親類五人組村役人へ敬しく尋と申付置三箇月に至ても尋出ざる時は尚又百日限り尋と申付称く尋出ざるはと尋と申付たる者の内身近き親類壹人中追放残の者を過料と申付たる上永尋申付る定法也

扱右体の科ありて又落したる者と申よ及たば又落と申立をば欠所よも成べき者の欠落と押隠し置よ於てと名主と江戸諫拾里四方追放家主も右同断五人組と過料の定法あり

一欠落逃散旧離等之事

右の儀は村安永四未年公事方吟味役江坂孫三郎へ代官手代篁宮九八郎内々同の上附紙を取置たる留書左の如し

覚

一家出之事

是々家来の其主人よ不足有之或々人々やめ又と意趣遺恨等有之且百姓と百年貢引負他借等有之總て其所よ住居致し難く田畑家屋敷等を捨其処と立去り小類と立退と唱ひ哉

改正地力片金 卷之七下

附紙
不身上フレンセウとて妻子養育成難サレレヨウイクく立退身タチキミと隠カクしハと家出イダデと可申スベ我ミ凡ニて同居ドウキョの者立退タチキいと欠落カケテいと可有タチキ之ニ立退タチキいと詞計コトバガいと名目ナメと有ア之間敷マレク小我コヤ

一 逃散之事

是コトと取筒トリカスレ助シヨウシヤク其外シヨウシヤク諸拜借等シヨウシヤクの儀儀凡ニて百姓ヒヤクシヤクの心ココロに任せマカざる儀儀有ア之ニ其コト村又ムラと武崗村ブカウ三崗村サンカウ申合マシカヘせ田畑家屋敷タハタヘイヤシキと捨ステ其処コトと立退タチキいと逃散トウサンと唱ナへハ小我コヤ

附紙

村中或キナラと近村アハ申合マシカヘせ妻子サオレと連大勢ツシ立退タチキいと逃散トウサンと申頭取マシカヘの者重オモき仕置シバキは相成オチ小

一 欠落出奔逐電之事

是コトと三品サンシの趣意シユイ相分ワカり難ガタく右ミダの類ルイ有ア之ニ節ノは届書トウジよと欠落カケテと認めシカ同ドウ様の儀サマを出奔シユンパンいと認めシカ小へハとも其誤ミタをミ知チしハて認めシカ儀儀よと無ム之ニ小逐電チクデンと申儀マシカヘを別ワカて趣意シユイと弁ワキマへハ小故先コトと不相認シカ小へハとも是迄ココ右ミダの内ウチよと逐電チクデンの者モノ可有ア之ニ我ミと奉存ホウゾン小

附紙

欠落カケテと出奔シユンパンと畧リョクいと其名目ナメよ可有ア之ニ逐電チクデンと大勢群オモシ内ウチより引ヒキ外ソトし行方ユクエ知チまハびと可申スベ我ミ當時トキと有ア之間敷マレクいと右ミダの通りトオリ名目ナメと品モノと有ア之ニ小へハとも奉行ブツゲ所トコロの取計トクゲは或シカは届書トウジと都スベて欠落カケテと認めシカ然シカるベき我ミ

一 勘當之事

是コトと師匠シシヤクと弟子デシと父母フボと子供コドモと仕シ小我コヤ

改正地力片金 卷之七下

附紙

同居の悴見届難く追出遣トシヨクハ勤當カシコク可申我弟子と追出遣トシヨクも同様
又可有之哉尤も同居の悴不埒有之致欠落カタレチハ其時勤當カシコクも無之
旧離キワリも可有之ハ其余コノ勤當致さざる内自分より欠落致し得
が最モト早コソ後コソ難受ツラクざる為計りハ付旧離キワリも可有之哉

一 旧離之事

是コノ兄弟アノ姉アノと弟アノ妹アノ叔アノ又母アノと甥アノ姪アノと旧離仕キワリハ我

一 義絶之事

是々相互タガヒハは従弟イトコと義絶ギゼツ仕シハ我

附紙

欠落致し行方不相知者カケテ親親類オヤジより相届トケハハ旧離キワリと申ハ旧離キワリ々

百姓町人の事ヤクよて右と士サマとと義絶ギゼツと可申ハ勿論士と相互タガヒ勤
の身分タガヒも致義絶ギゼツハ有之ハ

右之通り奉窺ウケ以上

安永四年十一月

筆宮九八郎

一 勤當旧離帳外之事

附義絶之事

勤當カシコクと親オヤより子コと師匠シセウより弟子テシと不行跡フセキハ度々異見イケンと加へても更
は相用アヒハ後々見届ミトけ難ツラき付親子オヤコ師弟シテイの縁エンと切り追出遣オシダシと去サ兄弟アノ
より弟妹イモト伯父オヤジ母ハハより甥アノ姪アノと縁エンと切と下シて勤當カシコクと去サも親師匠
の外ホカと勤當カシコクと去サづつハ旧離キワリあり子弟コデより勤當カシコクを受ウケざる以前
自分シラシより出奔シユツパンしたるを先サキより悪事アクシと為ナす計り難く親師オヤシの縁エンと切

度段と願ひ出るとは勘當と云ふ家出致したる後のことなれど後
難受ざる為のことは付旧離と同ふべきことなり

但し勘當の儀を親より之を願ふ上も不行跡の次第を悉しく伺書
認め及も平日不行跡と度々異見を差加へしは取り用ひ不申
の間勘當致し度音親誰の外親類五人組村役人一同願出吟味の上相
違ふは付相伺ふ趣は認めし勘當の儀前くと村方の願を同届け
相伺下知済の上帳外致し来ると欠落者と違ひ帳外書替を相渡さる
処安永元辰年より改り勘當伺ひ附紙は願の通り勘當届け帳外相
願ひを別段申伺へき旨は付帳外へ申渡し帳外の届を奉行処へ差出
せど欠落者同様書替相渡りたる然る処天明二寅年八月代官所武
州埼玉郡増林村勘當願の例の通相伺ひたる処其節の附紙より

願の通り勘當届け人別帳相除き外様申渡さるべき旨の下知りて例
より違ひたる附紙は付尚又其筋へ伺ひたる処至て不将者ゆへ村方
追拂ひ人別帳と除き度存じ親も勘當致さる付宗門帳の外を儀
勿論あれが別段申伺ひ様よりの下知を道理に當らざる趣令般評議
の上右の通り改めたる段挨拶の付其以後を帳外届を別段
は致さず勘當伺の文言は勘當帳外相願の間承り届ひ様可仕裁の
旨を伺ふことあり

一旧離を兄弟叔父母等の目上の者より弟甥等の目下の者を見届け難き
と願て旧離をなすことより目上を旧離せると云ふを成さるるなり又
欠落をふし行方相知をざる者先より悪事等を仕出し親類は難儀を
掛へき裁り計り難く旧離致さるるを親類の内目上の者壹人之まかり

夫々差添る者弟甥後弟等も一同は旧離仕度と相願ては苦しむるは若
 し欠落者旧離帳外と願ふらば目上の親類あつねを帳外計り願ふべき
 てよて旧離と云ふあつねをてよて後弟りては本家より分家と旧離を
 るを苦しむるは云々分家より本家と旧離をてよて目上なりとも
 相成ざるてあり親類不和とて中々差やと云ては内証とて中々差は
 相互は縁を切るをて勝手次第あつねを領主地頭へ願て旧離をてよ
 前条の通りあり勿論内証とて縁を切らるるは何ぞ親類は掛るべき
 罪科或は欠落者の尋ね又は年貢未進等の憤ひをて表向きに成たるは
 内証の旧離と申立よと相あつね外親類並は違背と成難きとてあり
 一帳外と云ふ其者常々不行跡とて親類村役人種と異見を差加へては惡
 事と止め帳外より度々難題申来りては村村方宗門帳に加へ置ては如

何様の災難出来よとて計り難きゆへは親類村役人申談じ地頭へ願
 ひ帳外致し村方を追出よとて是れ親類不承知とて村役人のとて
 と帳外と願ひ難しむる親類あつね者五入組村役人申談じ相願ふてふ
 り叔父欠落者定法通り六箇月相尋ねては行方相知をて永尋伺ひ済
 たる上村方より帳外相願ひ代官関届け宗門帳を除くあり永尋代官
 手限りてて申付難く奉行処へ伺ひの上申付帳外と伺ひて及ては村
 方より願出よとて手限り申渡し奉行処へ届け計りて相済むるは
 町奉行へは勘定奉行より使者を以て相達し書替へ代官へ相渡りて
 あり
 一勘當旧離其外とて帳外者の儀を代官承りて届帳外申渡し其段勘定奉
 行へ相達よとねが奉行より町奉行へ使者を以て相届け町奉行処より書

替とて使者口上々書字し相渡をむら年号月日計りて名印等ふし可
奉行処の日記の字しと見えたり右書付々証文同様取置若し後年
至て帳外者帰村を願ふとあるとある右の書替差出し帰住申付る若し
書替の多々帳外者と帰村同ひ出来ざる大切なる書物あり是より依て場
所替取守替を村方々引渡せしむる右の書付り跡代官へ引渡せし
あり私領りても頭支配ある面々々帳外申付たる趣頭支配へ相届せし
頭支配より町奉行へ達し書替を取置由あり又諸侯方の方々直に留守
居の者書付りて町奉行処へ持参り差出し書替を取り置届住の節々前
各々同然あり

一村方等りて々旧離さへ致せ其者何程の悪事と仕出しくも難儀と掛
らざるに心得居るも一通りのての旧離帳外なる方々々掛らざる

其者至て重料のりたるに依令旧離帳外致したる者りても親類へ
尋等と申付るにり左をねが旧離しりとも其血筋を遁き難く漸然
構ひあるに云難し村役人の帳外したる者あり構えざるに申儀を
相成らば併し谷と蒙る節過料と手鎖とあり手鎖ハ吃度叱り置まじ
て一等輕く相成るとも役人として一向構ひあしり相成ざる由あり
り又無宿者捕らるる金議の上誰領分誰知行所何村の産と名乗る何村
無宿とあるを其領主地頭へ引渡しある然る処右の者を何年以前領
分拂申付其助奉行処へ相届け頭支配ある面々々頭支配へ相届置ハ段
申立又欠落者りて帳外申付其節相届書替所持致し居り小に付受取難
き旨申立書替を差出せざる引渡しよと相成らば依令追放等致したる者
りても其節の届けあきて右体のりて領分知行所追放又欠落帳外

山田村の金 表之七
西正地之所借金 表之七

申付たる者の由申立てり相立ざる事あり
一 娘々他所へ嫁付其親因窮欲又を何そ子細たりて家名を潰し智の方へ
引越家族よ成て居る内嫁欠落致し其家より親類あく舅の存し寄を以
て村役人へ申請し旧離帳外と願ひ出たる類先年たりしが是れ余り無
き願ふ付其筋へ内へ伺ひし処舅たりとも智の方より厄介に成居る者
して旧離と申儀を決して成難く其家の親類あくと五人組村役人より
帳外計り相願ひ其段奉行処へ相届けべき旨挨拶付其通り取計ひ
相濟たり又夫欠落と為し十二箇月過ぎ去状をあらと再嫁して苦
しうある定法より付十二箇月以後のことあらば入夫等より相續致さ
せしむ村役人の不念より相あつた然るに欠落したる夫より女房の
方へ内々文通等あり欲又を人と以て音信等ありば仮令何箇年過ても

去状あつて入夫等を相あつざる事あり

一 義絶と云は百姓町人よりあつて武家計りの事あり百姓町人より旧離
と云は武家より義絶と云は仕方を前条旧離同様より目上の者且本
家と分家より義絶と成らば勿論他人より義絶と云ふことあり隣家より
親類同然心易くしたる処何ぞ子細たりて不和に成り互ひ出入等と
あつても夫迄の事にて義絶と云ふ事あり旧離を目上の親類
加へていへば成難くれば義絶と使弟同士より本家末家の差別
して相互いへば頭支配へ届け相済む尤も双方勤仕の身分たりとも義絶
を相済むことあり

改正也 凡例 卷之七

改正補訂地方凡例錄卷之七下畢

改正補訂地方凡例錄卷之七下畢

